交 00 01 5年

 (令和13年3月末まで保存)

 運 免 第 5 4 3 号

 令 和 7 年 1 0 月 7 日

交通部内所属長 各警察署長

交 通 部 長

「運転免許関係事務取扱要領」の制定について

運転免許業務の取扱いについては、「「運転免許関係事務取扱要領」の制定について」(令和7年3月18日付け運免第1092号。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところであるが、この度、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第81号)及び道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるもの(令和7年国家公安委員会告示第35号)の施行に伴い、別添「運転免許関係事務取扱要領」を制定し、下記のとおり所要の改正を行い運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の運用に伴い、旧通達は廃止する。

記

- 1 運用開始日 令和7年10月1日
- 2 主な改正点等
 - (1) 外国人が更新申請をした場合の住所確認について規定
 - (2) 外国人の記載事項変更の届出における疎明書類を規定
 - (3) その他運用状況にあわせた所要の改正

担当:運転免許課免許係

令和7年10月1日施行

運転免許関係事務取扱要領

青森県警察本部交通部運転免許課

運転免許関係事務取扱要領 目次

本 文			ページ
第1		目的	1
第 2		- 県内の免許業務関連施設	1
> 3	1		1
	2		
姓 9		後日文内地設 免許事務の取扱内容	
第3		元十	1
	1		I
	2		1
	3	後日交付施設において行う免許事務	2
		(1) 拠点警察署	
		(2) その他警察署	
	4	雑則	2
		(1) 秘密の保持	
		(2) 申請者の確認	
		(3) マイナンバーカード取扱い時の留意事項	
		· ·	
		(4) 申請内容の確認	
		(5) 適性検査	
		(6) 免許関係書類の送付	
第 4		運転免許センターのみで行う免許事務	
	1	運転免許証等更新通知(更新連絡書)事務	4
		(1) 免許証等更新通知事務の趣旨	
		(2) 通知内容	
		(3) 更新連絡書の送付方法等	
	2		5
	_	(1) 経由申請を行うことができる者	· ·
		(2) 経由申請を行うことができる期間	
		(3) 他県に住所を有する者が本県で申請する場合	
6-6- <u> </u>		(4) 本県に住所を有する者が他都道府県で申請した場合	
第5		県内の免許業務関連施設において行う免許事務	8
	1	2011 Har 2011 1 His 2012/2010 1	8
		(1) 70歳未満の者の更新申請の受理	
		(2) 70歳以上の者の更新申請の受理	
		(3) 適性検査の実施	
		(4) 有効期間延長措置及び免許証交付予定日の指定	
		(5) 更新時講習の実施	
		(6) 更新免許証の作成及び交付	
		(7) 停止期間中にマイナ免許証の更新申請を行った者に対する措置	
		(8) 処分に対する教示	
	0	(9) 更新免許証交付時における旧免許証の取扱い	10
	Z	外国人が更新申請をした場合の対応	12
		(1) 住所確認	
		(2) 不法滞在者等に対する措置	
	3		14
		(1) 免許証等の紛失等による再交付申請の受理	
		(2) 免許証の汚損、破損、その他の理由による再交付申請の受理	
		(3) 再交付に係る不正取得防止対策の徹底	
		(4) 申請受理時の留意事項	
		(5) 再交付免許証等の作成及び交付	
		(♥/	

4	免	:許証等の記載事項変更の受理	19
		記載事項変更の受理	
		届出受理時の留意事項	
	(3)	免許証への旧姓の記載又は免許証に記載された旧姓の変更若しくは削除	
		変更事項を疎明する書類	
	(5)	外国人に係る変更事項を疎明する書類	
	(6)	記載事項変更届受理簿の作成	
		変更事項のデータ登録等	
	(8)	免許証及び疎明書類の返還	
		関係書類の送付	
5			22
	(1)	免許証からマイナ免許証に変更するとき	
	(2)	免許証から免許証及びマイナ免許証に変更するとき	
	(3)	マイナ免許証から免許証に変更するとき	
	(4)	マイナ免許証から免許証及びマイナ免許証に変更するとき	
	(5)	免許証及びマイナ免許証から免許証に変更するとき	
	(6)	免許証及びマイナ免許証からマイナ免許証に変更するとき	
6	免	上許証の返納及び免許情報記録の抹消の受理	23
	(1)	免許証の返納及び免許情報記録の抹消	
	(2)	関係書類の送付等	
7	玉	外運転免許証交付申請の受理及び交付	24
	(1)	申請の受理	
	(2)	外国等に渡航するものであることを証する書面	
	(3)	番号簿・台帳の作成	
	(4)	国外免許証の作成及び交付	
	(5)	国外免許証の代理申請	
	(6)	国外免許証の返納	
8	申	請取消しの受理	26
	(1)	申請取消しの区分及び申出免許の付与	
	(2)	申請の受理	
	(3)	受理簿の作成	
	(4)	申請取消通知書の交付	
	(5)	免許証の返納及び免許情報記録の抹消	
	(6)	申請取消しに係る免許証の作成・交付及び免許情報記録の書換え	
	(7)	申請による免許の取消しの際の免許保有状況の変更	
	(8)	後日交付施設における関係書類の作成及び送付	
	(9)	申請取消しと免許証等の更新又は再交付の申請を同時に行う場合の取扱い	
9	運	転経歴証明書交付等申請の受理及び交付	30
	(1)	申請の受理	
	(2)	運転経歴証明書の作成・交付及び運転経歴情報の記録	
	(3)	申請者に対する説明事項	
10	運	転経歴証明書再交付等申請の受理及び交付	32
	(1)	申請の受理	
	(2)	再交付運転経歴証明書の作成及び交付	
11	運	転経歴証明書等の記載事項変更の受理	33
		運転経歴証明書等の記載事項変更の受理	
	(2)	変更内容を疎明する書類	
		受理の際の留意事項	
	, ,	関係書類の送付	
12	運	転経歴証明書の返納及び運転経歴情報の抹消の受理	34
	(1)	運転経歴証明書の返納を受理する場合	

	(2) 運転経歴情報の抹消を受理する場合	
	(3) 受理時の留意事項	
	(4) 関係書類の送付	
13	3 免許の条件解除・変更	34
	(1) 免許の条件解除・変更	
	(2) 申請によるサポートカー限定条件の付与又は変更	
	(3) 関係書類の送付	
14	4 免許証等の暗証番号照会・閉塞解除への対応	36
	(1) 対応上の留意事項	
	(2) 依頼者の住所地による取扱いの差異	
第 6	写真撮影を伴う事務に関する留意事項	37
	写真撮影を伴う事務に関する留意事項 即日交付施設	. 37
2		· 37
3		
_	その他	· 37
1		. 37
	更新申請に基づき作成した新免許証の失効等に伴う取扱い	- 37 - 37
2	(1) 更新に係る免許証が失効したことが明らかな場合	51
	(2) 更新に係る免許証の失効事実が確認できない場合	
2	(2) 契制に係る先前証の人効事夫が確認 Cさない場合 交付、再交付申請に基づき作成した運転経歴証明書の未受領に伴う取扱い	. 20
ა	・ 文的、丹文的中間に塞りされ成じた運転程虚証の書の木支順に伴り取扱いー (1)後日交付施設における対応	30
	(2) 運転免許センターにおける対応	
4	(2)運転免許センターにおける対応 - 再作成免許証等の送付	20
4		. 39
	(1) 免許証の送付 (2) 選転双展証明書の光付	
-	(2) 運転経歴証明書の送付	20
Э	死亡者に係る免許証の更新連絡書等の発送停止措置	. 39
	(1) 受理時の留意事項	
	(2) 死亡連絡届(通報票)受理簿の作成	
	(3) 関係書類の送付	
0	(4) 死亡者の免許証の住所が他都道府県の場合の取扱い	4.0
6	運転免許証返納義務違反の疑いがある事案に関する調査依頼	40
	(1) 調査依頼の対応	
_	(2) 発見通報の調査状況の管理	
	書類の保存年限等	
8	(2) 17/10	41
	(1) 書類等送付一覧の作成	
	(2) 送付書類の確認	
	(3) 送付忘れ等の措置	
9	即日交付施設において使用する登録番号等について	41
別添		
別添1		
別添 2		
別添 3	委任状(参考)	
別添 4		
別添 5		
別添 6	照会番号等表	
様式		

免許情報記録確認書 書類等送付一覧

別記様式1 別記様式2

別記様式3 運転免許証等更新申請書 別記様式4 運転免許証等更新手数料納付書 別記様式5 更新時講習手数料納付書 運転免許取消申請書 別記様式6 別記様式7 申請による運転免許の取消通知書 別記様式8-1 運転免許証更新及び講習受講申請書類の送付について 別記様式8-2 更新運転免許証の送付について 別記様式9 免許証等送付書 運転免許証再交付申請書 別記様式10 運転免許証再交付手数料納付書 別記様式11 別記様式12 運転免許証交付申請書 別記様式13 運転免許証交付手数料納付書 別記様式14 特定免許情報記録申請書 別記様式15 特定免許情報記録手数料納付書 別記様式16-1 免許保有状況変更届出書(紛失等時) 別記様式16-2 免許保有状況変更届出書(発見時) 運転免許証(亡失・滅失)てん末書 別記様式17 別記様式18-1 再交付に係る不正取得防止のためのチェックシート (亡失) 再交付に係る不正取得防止のためのチェックシート(亡失等以外) 別記様式18-2 別記様式19-1 運転免許証再交付申請書類の送付について 別記様式19-2 再交付運転免許証の送付について 別記様式20 運転免許証記載事項変更届 記載事項変更届受理簿 別記様式21 別記様式22 運転免許証等の記載事項変更届送付書6 別記様式23 免許情報記録抹消届 別記様式24 運転免許証返納届 別記様式25 国外運転免許証交付申請書 国外運転免許証交付手数料納付書 別記様式26 別記様式27 国外運転免許証の交付等台帳 国外運転免許証の申請受理簿 別記様式28 別記様式29 国外運転免許証申請書送付書 別記様式30 国外運転免許証送付書 別記様式31 申出免許証交付手数料納付書 申請による全部取消・一部取消受理簿/経歴証明書交付簿 別記様式32 別記様式33-1 運転免許の取消申請について 別記様式33-2 取消申請による申出交付免許証の送付について 別記様式34 運転経歷証明書交付等申請手数料納付書 別記様式35 経歴証明書交付簿 運転経歴証明書(交付・再交付)申請書類の送付について 別記様式36-1 運転経歴証明書(交付・再交付)の送付について 別記様式36-2 運転経歴証明書亡失等てん末書 別記様式37 別記様式38 未交付運転免許証の送付について 別記様式39 未交付運転経歴証明書の送付について 別記様式40 死亡連絡届 (通報票)

別記様式41 死亡連絡届(通報票)受理簿 別記様式42 発見通報管理簿(運転免許課) 別記様式43 発見通報管理簿(警察署) 別記様式44 調查経過表

運転免許関係事務取扱要領

第1目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)及び青森県道路交通規則(平成10年青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。)に基づき、運転免許(以下「免許」という。)に関する事務(以下「免許事務」という。)の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2 県内の免許業務関連施設

1 即日交付施設

運転免許証(以下「免許証」という。)並びに運転経歴証明書の交付及び免許情報記録個人番号カード(以下「マイナ免許証」という。)並びに運転経歴情報記録個人番号カード(以下「マイナ経歴証明書」という。)の記録を申請受理日と同日に行う施設をいう。

- 青森自動車運転免許試験場(以下「運転免許センター」という。)
- 弘前自動車運転免許試験場(以下「弘前試験場」という。)
- 八戸自動車運転免許試験場(八戸警察署内施設。以下「八戸試験場」という。)
- むつ自動車運転免許試験場(むつ警察署内施設。以下「むつ試験場」という。)

2 後日交付施設

免許証及び運転経歴証明書の申請受理後、その交付を後日に行う施設をいう。

- 五所川原、十和田及び三沢警察署(以下「拠点警察署」という。)
- 青森、青森南、外ヶ浜、大間、野辺地、弘前、鯵ケ沢、つがる、黒石、三戸、 五戸及び七戸警察署(以下「その他警察署」という。)

第3 免許事務の取扱内容

1 運転免許センターのみで行う免許事務

運転免許センターのみで行う免許事務は、次のとおりとする。

- 免許証の更新及び免許情報記録の有効期間の更新(以下「免許証等更新」という。)の通知(更新連絡書)事務
- 免許証等更新の経由申請事務

2 即日交付施設において行う免許事務

- 免許証等更新の申請受理及び免許証交付並びにマイナ免許証の記録(以下「免 許証交付等」という。)
- 免許証再交付の申請受理及び免許証交付
- 免許証等の記載事項変更の受理
- 免許証等の保有状況の変更
- 免許証等の返納の受理
- 国外運転免許証交付申請の受理、交付及び返納の受理

- 申請による免許の取消し(以下「申請取消し」という。)の受理
- 運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書(以下「運転経歴証明書等」という。) の申請受理及び運転経歴証明書交付又はマイナ経歴証明書の記録(以下「運転 経歴証明書交付等」という。)
- 運転経歴証明書再交付の申請受理及び運転経歴証明書交付
- 運転経歴証明書等の記載事項変更の受理
- 運転経歴証明書等の返納の受理
- 免許証の条件解除・変更
- 暗証番号照会・閉塞解除への対応

3 後日交付施設において行う免許事務

- (1) 拠点警察署
 - ア 免許証の更新申請の受理及び交付
 - イ 免許証の再交付申請の受理及び交付
 - ウ 免許証の記載事項変更の受理
 - エ 免許証の返納の受理
 - オ 国外運転免許証交付申請の受理、交付及び返納の受理
 - カ 申請取消しの受理
 - キ 運転経歴証明書交付申請の受理及び交付
 - ク 運転経歴証明書再交付申請の受理及び交付
 - ケ 運転経歴証明書記載事項変更の受理
 - コ 運転経歴証明書返納の受理
 - サ 免許証の条件解除・変更
 - シ 暗証番号照会・閉塞解除への対応

(2) その他警察署

- ア 免許証の記載事項変更の受理
- イ 免許証の返納の受理
- ウ 国外運転免許証の返納の受理
- エ 申請取消しの受理
- オ 運転経歴証明書交付申請の受理及び交付
- カ 運転経歴証明書記載事項変更の受理
- キ 運転経歴証明書返納の受理
- ク 暗証番号照会・閉塞解除への対応
- ※ 施設別の取扱業務については、別添1「施設別の免許取扱業務一覧」参照

4 雑則

(1) 秘密の保持

免許の事務処理に従事する職員は、業務上知り得た情報の保護に努め、次の 原則を厳守しながら情報の流出を防止すること。

- ア 情報が載っている資料類は、施錠して保管する。
- イ 不必要となった情報は、確実に廃棄する。
- ウ 情報は職場外に持ち出さない。

エ 担当する業務と関係のない情報は、保有しない。

オ 保有する情報と関係のない業務に従事する職員には、情報を提供しない。

(2) 申請者の確認

各種申請を受理する際は、免許証等、申請写真又は警察共通基盤システムによる運転者管理ファイル等により、申請者が現に免許を受けている、又は受けていた者と同一人物であるか否かを必ず確認するものとする。

また、免許証等の交付を受けていない者又は現有免許を保持していない者については、マイナンバーカード(通知書は不可)、在留カード、特別永住者証明書、旅券等の本人を特定できるものを提示させ、確認すること。

(3) マイナンバーカード取扱い時の留意事項

ア マイナンバーカードに免許証又は運転経歴証明書の情報を記録、書換え又は抹消するときは、マイナンバーカードの有効期間を確認した上で、券面の 顔写真、申請者の顔貌及び記録する免許情報の顔写真の同一性を確実に確認 し、誤登録の防止に努めること。

イ マイナンバーカードに免許証又は運転経歴証明書の情報を記録したときは、「免許情報記録確認書」(別記様式1)を出力し、同確認書に記載された内容とマイナンバーカードの券面に記載されている内容が一致しているかを、申請者と職員が対面で確認した上で、同確認書を申請者に交付すること。

ウ 職員がマイナンバーカードを預かる運用は行わないよう十分に留意すること。

(4) 申請内容の確認

ア 各種申請を受理する際は、申請書等の記載漏れ等を確認して誤りがあった場合は、是正させること。

また、申請書に被手配者の通報が表示された場合は、運転免許センターに確認の上、適切に対応すること。

イ 手数料を徴収する申請の際は、納付額を確実に確認すること。

(5) 適性検査

更新業務における適性検査は、自動車運転免許試験実施規程(昭和39年1月 20日本部訓令第6号)第7条を準用するものとする。

その際、主任試験官は、警部又は警部相当職員が務めるものとする。

また、適性試験官には、適性検査業務に秀でた者を指名するほか、身体障害者に対する適性検査については、技能試験官に行わせることができるものとする。

(6) 免許関係書類の送付

ア 運転免許センター以外の即日交付施設

運転免許センター以外の即日交付施設において受理し、又は受理後処理した免許関係書類は、各種手続に応じた送付書を作成の上、「書類等送付一覧」 (別記様式2)により運転免許センターに送付すること。

イ 後日交付施設

後日交付施設において受理した免許関係書類は、各種手続に応じた送付書を作成の上、書類等送付一覧により、次表の送付先に送付すること。ただし、

拠点警察署で受理した次の書類は、運転免許センターに送付すること。

- (ア) 再交付手続において、紛失及び汚損以外の理由により、現有免許を保持 したまま再交付をした者の再交付と引き換えに回収した免許証
- (イ) 国外運転免許証交付申請に係る書類

後 日 交 付 施 設	送付先
青森、青森南、外ヶ浜、大間、野辺地、十和田、七戸	運転免許センター
弘前、鰺ケ沢、つがる、五所川原、黒石	弘前試験場
三戸、五戸、三沢	八戸試験場

なお、後日交付施設から免許関係書類の送付を受けた運転免許センター、 弘前試験場及び八戸試験場(以下「運転免許センター等」という。)におい ては、各種手続に応じた事務処理を行うこと。

第4 運転免許センターのみで行う免許事務

- 1 運転免許証等更新通知(更新連絡書)事務
 - (1) 免許証等更新通知事務の趣旨

法第101条第3項に基づき、現に免許を受けている者に対し、免許証等の更新を受けるために必要な情報を提供し、更新を確実かつ円滑に行うことができるようにすることを目的とする。

(2) 通知内容

更新期間、更新場所、更新時講習の種類、免許証等更新手数料及び更新時講習受講手数料の額、経由更新手続、優良運転者該当の有無、更新手続に必要な 書類等

(3) 更新連絡書の送付方法等

ア 更新連絡書の送付方法

更新連絡書の送付は、郵送により行うものとするが、個人情報を含むことから、第三者が見ることができない方法により行うこととする。

イ 更新連絡書の送付管理

更新連絡書を送付したときは、警察共通基盤システムによる運転者管理業務(以下「運転者管理システム」という。)から更新連絡書送付一覧表を出力し、1年間保存すること。

なお、送付した更新連絡書が受取人住所不明等のため返送された場合は、 当該更新連絡書の送付先住所に誤入力がないことを確認し、返送された月日 等を記入した更新連絡書返送一覧を作成し、1年間保存すること。ただし、 当該更新連絡書に係る更新予定者の現住所の調査及び更新連絡書の再送付は 行わない。

2 免許証等更新の経由申請事務

- (1) 経由申請を行うことができる者
 - ア 優良運転者又は一般運転者に該当するもの
 - イ 優良運転者又は一般運転者に該当する旨を記載した更新連絡書の送付を受けたもの
 - ウ 身体の状態に応じた条件(眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡等を使用すべき こととするものを除く。)が付されていない者
 - エ 特定失効者として当該効力を失った次の免許を受けた者であって、当該効力を失った免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間が継続していたものとみなされたとき違反運転者等でないもの
- (2) 経由申請を行うことができる期間
 - ア 免許証の更新

有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1月前から誕生日まで

イ 免許情報記録の更新

有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1月前から有効期間の末 日まで

(3) 他県に住所を有する者が本県で申請する場合

ア 申請の受理

- (ア) 他都道府県公安委員会での交付に係る免許証等の更新申請を受理すると きは、次の事項を確認した上で経由申請書と必要書類を提出させること。
 - a 経由申請をしようとする者が優良運転者又は一般運転者であるか
 - b 経由申請を行うことができる期間であるか。
 - c 保有する免許証若しくはマイナ免許証又はその双方を持参しているか。
 - d マイナ免許証の免許情報記録の書換えは本県(経由地)又は住所地の どちらで行うのか。
- (イ) 必要書類
 - a 更新申請書(経由申請用)
 - b 更新連絡書
 - c 更新手数料

他都道府県の適正な金額の収入証紙又は事前に納入したことを確認で きる領収書等

- d 経由手数料
- e 写真(6か月以内に撮影したもの)
- f質問票
- g 高齢者講習終了証明書等(70歳以上の者)
- (ウ) 受理時の留意事項

申請者が提出した質問票については、質問票の内容を他人が容易に確認できない状態で保管する等のプライバシー保護に配意をすること。

また、経由申請の受理にあたって、質問票回答欄の「はい」にチェック

がある場合は、当該申請者に住所地公安委員会から病気の症状等について 聴取される旨を教示すること。

イ 適性検査の実施及び住所地公安委員会への通知

経由申請を受けたときは、速やかに適性検査を実施すること。適性検査の結果及び更新申請書(以下「適性検査結果等」という。)は運転者管理システムに必要事項を入力し、オンラインにより住所地公安委員会に通知すること。

なお、適性検査の結果による更新の可否判断は行わないことに留意し、適性検査の結果、合格基準に達していないと疑われる者を認知したときは、住所地公安委員会から改めて適性検査を受けるべき旨の通知がなされる場合があることなどその後の手続について教示すること。

ウ 更新の可否の判断

住所地公安委員会に適性検査結果等を通知した後、住所地公安委員会から 更新の可否判断の結果が通知される。

- エ 免許証の交付及び免許情報記録の書換え
 - (ア) 免許証のみ有する者に対する新免許証の交付等
 - a 新免許証は3週間を経過した日以降に住所地公安委員会から交付されることを説明すること。
 - b 経由申請を行った者から提示を受けた更新を受けようとする免許証に ついては、裏面の備考欄に、経由更新手続中である旨を次のとおり記載 の上、申請者に返却すること。

経由更新手続中 この免許証は新たな免許証と 引換えに住所地公安委員会に提出してください。 年 月 日 青森公安委員会

- (イ) マイナ免許証のみを有する者に対する免許情報記録の書換え等
 - a 更新登録の実施

住所地公安委員会から「更新可」の通知があった場合で、経由地書換申出があったときは、免許情報記録の書換えに係る更新登録を行うこと。

b 写真撮影

経由地書換申出があった場合は、直接撮影機により撮影し、又は申請 書の添付写真から免許情報に記録する写真を撮影すること。

c 免許情報記録の書換え

免許情報記録の書換えを行うときは、経由申請を行った者の顔貌、マイナンバーカードの券面の写真及び記録しようとする免許情報の顔写真データを確認した上で、免許情報記録の書換えを行うとともに、免許情報記録確認書を交付して、誤記録の防止に万全を期すこと。

- (ウ) 免許証及びマイナ免許証を有する者に対する免許証の交付等
 - a 免許情報記録の書換えのみを行う場合の措置
 - (a) 経由地更新登録、写真撮影及び免許情報記録の書換え

免許情報記録の書換えのみを行う場合は、(イ)と同様、経由地更新 登録、写真撮影及び免許情報記録の書換えを行うこと。

(b) 免許証の返納

免許証及びマイナ免許証を有する者が免許情報記録の更新のみを行う場合は、免許証を経由地公安委員会に返納することができることから、これに適切に対応すること。また、返納を受けた免許証については、住所地公安委員会に送付すること。

- b 免許証の更新及び免許情報記録の書換えの双方を行う場合の措置
 - (a) 経由地更新登録、写真撮影及び免許情報記録の書換え

免許証の更新及び免許情報記録の更新の双方を行う場合は、(イ)と同様、経由地更新登録、写真撮影及び免許情報記録の書換えを行うこと。

(b) 新免許証の作成等 エ(ア)の措置を講じること。

- オ 経由申請を行った者に対する更新時講習の実施等
 - (ア) 更新時講習の受講を希望する場合は、講習受講手数料を徴収するととも に、当該講習を受講したときは、経由申請書に受講済である旨を記載する こと。
 - (イ) オンライン更新時講習を受講済の場合は、講習受講手数料を徴収するとともに受講者の確認等を確実に行うこと。
 - (ウ) オンライン更新時講習の受講を確認したときは、受講済であることを記載した通知書を作成すること。
- カ 関係書類の送付

受理した関係書類は、経由申請をした者の住所地公安委員会に送付すること。

- (4) 本県に住所を有する者が他都道府県で申請した場合
 - ア 申請書類の受理等
 - (ア) 本県に住所を有する者が他都道府県で申請し、その適性検査の結果及び 更新申請書が運転者管理システムによりオンラインで通知されたときは、 速やかに経由申請を行った者が自動車等を運転することに支障がないかを 確認し、更新の可否の判断を行うこと。その結果を経由地公安委員会に通 知すること。
 - (イ) 経由申請を行った者の申請書類が送付されたときは、申請書類に不備が ないか確認をし、受理すること。
 - (ウ) 他都道府県公安委員会が実施した当該者に係る適性検査の結果が必要な 基準を満たしていない場合等については、当該者が運転免許センターにお いて免許証の交付を受ける際、改めて適性検査を実施し、更新の可否を判 断すること。
 - イ 免許証の作成及び交付

経由申請に係る更新後の免許証は、運転免許センターにおいて作成し、経

由申請をした者又はその代理人に交付すること。

第5 県内の免許業務関連施設において行う免許事務

1 免許証等の更新申請の受理及び交付等

免許証等更新の手続きは即日交付施設及び拠点警察署で行うが、マイナ免許証 に係る更新申請の受理及び免許情報の記録は即日交付施設のみでの取扱いとす る。

(1) 70歳未満の者の更新申請の受理

ア 申請の受理

免許証等の更新申請を受理するときは、免許証等の保有形態及び更新後の 免許証等の保有形態を確認し、更新に係る「免許証等」、「運転免許証等更 新申請書(別記様式3。以下「更新申請書」という。)」及び「質問票」を 提出させるとともに、「運転免許証等更新手数料納付書」(別記様式4)及 び「更新時講習手数料納付書」(別記様式5)により更新及び講習に係る手 数料を納付させること。

イ 申請受理時の留意事項

(7) 質問票

提出された質問票については、申請者に対し、記入漏れや誤記の有無を 口頭で確認した後に受理すること。この際、申請者が誤記等を理由に訂正 を申し出た場合には、誤記に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交 付し、改めて記入させること。

なお、誤記に係る質問票は、申請者の面前において、復元できない措置 を講ずること。

また、記入漏れについては、申請者に是正を求め、これに応じない場合には、以後の更新手続を打ち切ることとする。

(イ) プライバシー保護

申請者のプライバシー保護のため、次のことに配意すること。

- 更新申請書を記入する場所においては、申請者の手元が周囲から見られることのないよう目隠し板を設ける等の措置を講じること。
- 更新申請書と質問票の提出を受けた際は、質問票を申請書の下に重ねる、又は質問票を裏返して取り扱うこと。
- 申請者に対して口頭で確認するときは、声量を押さえ、第三者に内容 を聞き取られないようにすること。
- 状況に応じて別室で個別聴取を行うこと。
- 委託職員に対して、プライバシー保護の観点からの書類の取扱い等に 関する指導・教養を徹底すること。

(2) 70歳以上の者の更新申請の受理

ア 申請の受理

免許証等の更新申請を受理するときは、免許証等の保有形態及び更新後の 免許証等の保有形態を確認し、更新に係る「免許証等」、「更新申請書」、「質 問票」及び「高齢者講習終了証明書等(以下「証明書等」という。)」を提 出させるとともに、更新に係る手数料を納付させること。

イ 申請受理時の留意事項

- (7) 質問票
 - 前記(1)イ(ア)に同じ
- (イ) プライバシー保護 前記(1)イ(イ)に同じ
- (ウ) 証明書等の取扱い

高齢者講習等の受講対象者が更新申請をするときは、事前に高齢者講習等を受講する必要があることから、証明書等を受領し、その事実を明らかにするものとする(下記【必要な書類】参照)。

ただし、高齢者講習等(運転技能検査を除く。)を未受講の者であっても、高齢者講習又は認知機能検査の受講予約が取れていて(いずれか一方は受講済であること、又は同日に予約が取れていること。)、かつ、一定の期間(後記(4)イ「みなす有効期間の指定」参照)内に免許証の交付が可能である場合は、申請を受理することができるものとする。

なお、運転技能検査については、受講予約がとれていても未受講である 場合は、申請を受理できないので注意すること。

高齢者講習等の予約が確認できない場合やみなす有効期間内に交付ができない者については、受理せずに「失効受験」の教示を行うこと。

【必要な書類】

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
受詞	講対象者	申請時に必要な書類			
満了日の名	年齢が70歳以上	次のうちいずれか一つ			
		・高齢者講習終了証明書			
		・特定任意高齢者講習終了証明書			
		·運転免許取得者等教育(高齢者講習同等)			
		終了証明書			
75歳以上		次のうちいずれか一つ			
		• 認知機能検査結果通知書			
		• 認定認知機能検査結果通知書			
		・受検義務免除に関する通知書			
対象者のみ		次のうちいずれか一つ			
	(過去3年間	• 運転技能検査受検結果証明書			
	に一定の違反	• 認定運転技能検査受検結果証明書			
	ありの者)				

(エ) 証明書等の確認

普通自動車対応免許(以下「普通免許等」という。)を保有する者は、「実車指導有り」の高齢者講習を受講しなければならないが、「実車指導無し」の証明書等を持参した者に対しては普通免許等の申請取消しを行う、又は「実車指導有り」の高齢者講習を再受講する必要があることを説明し、

本人の意思を確認の上、受理すること。

また、75歳以上で過去3年間に一定の違反がある者については、運転技能検査を受けており、免許の種類に応じた点数基準を満たしているか確実に確認すること。

<合格基準>

○ 下記以外の運転免許

- →70点以上
- 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許→80点以上
- (オ) 受講済みの証明書等を紛失等した場合の措置

申請者が証明書等を紛失等により提出できない場合は、申請者から受講場所、受講(検査)年月日を聴き取りした上で、運転免許課高齢運転者等支援係に照会し、受講事実の確認がとれた場合は申請を受理すること。このとき、更新申請書の余白にそのてん末(理由、受講場所、受講(検査)年月日)を簡記すること。

(3) 適性検査の実施

- ア 適性検査では、府令第23条に定める基準(以下「基準」という。)を満たしているか(色彩識別に係るものを除く。)を確認すること。卓上視覚検査器を使用した検査で必要な基準を満たすことができない者については、「万国式視力表」及び「手動式深視力計」を使用した適性検査を行った上で、合否の判定を行うこと。
- イ 適性検査の結果、基準を満たしているときは、更新申請書の適性検査結果 表に担当者が確認の記名をすること。

なお、免許条件を付与、解除又は変更するときは、条件等変更欄に新条件 等の内容を記入すること。

- ウ 免許の種類に応じた更新
 - (ア) 更新申請者が受けている最上位免許に係る適性検査の結果が基準に達していないが、他に受けている免許に必要とされる基準を満たしているときは、基準を満たさない免許について更新ができないことを説明の上、申請取消しを行うことで、基準を満たした免許の種類についてのみ更新することができる旨を本人に説明し、本人の意思を確認すること。
 - (イ) 上記申請取消しを行う際は、申請書に「運転免許取消申請書」(別記様式6。以下「取消申請書」という。)を提出させるとともに、「申請による運転免許の取消通知書」(別記様式7。以下「申請取消通知書」という。)を交付するものとする。

なお、申請取消しをした免許を再取得する場合は、改めて免許試験を受ける必要があることを教示すること。

- (4) 有効期間延長措置及び免許証交付予定日の指定
 - ア 有効期間延長措置の趣旨

免許証の更新を受けようとする者は、更新時講習を受講することが義務付けられているが、拠点警察署で手続を行った場合、当日中に更新時講習を受講できない場合が多い。その場合、更新時講習を受講するまでの間に有効期

限を経過するおそれがあることから、有効期間を一定期間延長したものとみなす(以下「みなす有効期間」という。) 措置を講じるものである。

イ みなす有効期間の指定

拠点警察署で手続した者のみなす有効期間は、適性検査に合格した日から「2か月後」の平日を指定すること。

指定したみなす有効期間の延長期日については、旧免許証裏面の備考欄に 次のように記入すること。

みなす有効期間の表示例



交付 予定 (年).(月).(日)

即日交付施設においてみなす有効期間を指定する必要がある場合は、運転免許課免許係へ指示を仰ぐこと。

(5) 更新時講習の実施

更新申請をした者には更新時講習の受講が義務づけられているため、これを 受講させること。

なお、オンライン更新時講習を受講済の場合は、受講者の確認等を確実に行うこと。

(6) 更新免許証の作成及び交付

ア 即日交付施設

- (ア) 即日交付施設において免許証に係る更新申請を受理したときは、それぞれの施設において免許証を作成し、即日交付するものとする。
- (4) 即日交付施設においてマイナ免許証に係る更新申請を受理したときは、 それぞれの施設において、更新後の免許情報を即日記録するものとする。

イ 拠点警察署

(ア) 免許証交付予定日の指定

拠点警察署における更新後の免許証の交付予定日は、適性検査に合格した日から「28日後」以降を指定し、旧免許証裏面の備考欄に上記(4)イ「みなす有効期間の表示例」のように記入すること。

(イ) 受理関係書類の作成及び送付

更新申請関係書類を送付するときは、次の2様式を作成し、関係書類(質問票を含む。)を添付の上、第3の4(6)のとおり運転免許センター等に送付すること。

- a 「運転免許証更新及び講習受講申請書類の送付について」(別記様式 8-1。以下「更新書類送付書」という。)
- b 「更新運転免許証の送付について」(別記様式8-2。以下「更新免

許証送付書」という。)

また、更新書類送付書の写しを拠点警察署において保管しておくこと。

ウ 更新後の免許証の作成及び送付

上記イ(イ)の送付を受けた運転免許センター等は、更新後の免許証を作成の上、拠点警察署から送付された更新免許証送付書に必要事項を記載するとともに、「免許証等送付書」(別記様式9)を作成し、更新免許証送付書及び更新後の免許証等を添付し、拠点警察署に送付すること。

エ 免許証の交付

- (ア) 免許証を交付するときは、旧免許証と引き換えて行うこと。ただし、申請者が旧免許証の交付を申し出た場合は、免許証の下部左右2か所にさん 孔措置を講じた上で、交付するものとする。
- (4) 免許証を保有していた者が更新後の保有をマイナ免許証のみとしたとき は、免許証を返納することとなるが、この場合はさん孔措置を講じても交 付できないことに留意すること。

なお、免許証の券面に記載された有効期間まで免許証の所持を希望する 場合は、一時的に交付し、有効期間経過後に返納させること。

(ウ) 拠点警察署において免許証を交付したときは、更新免許証送付書に交付 年月日を記入すること。

また、代理人に対して免許証を交付するときは、委任状を徴するとともに、更新免許証送付書の代理欄にチェックを入れ、代理人に交付したことを明らかにすること。

(7) 停止期間中にマイナ免許証の更新申請を行った者に対する措置

停止処分を受けたことなどにより免許情報記録の抹消を受けた者が停止期間中にマイナ免許証の更新申請を行ったときは、免許情報記録の書換えに変えて、「更新証明書」(府令別記様式第19の4の2)を交付すること。

(8) 処分に対する教示

優良運転者以外の者に対し、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政 事件訴訟法の規定による取消訴訟の提起について、教示の趣旨をあらかじめ説 明した上、別添2「教示書」を更新免許証とともに交付すること。

なお、審査請求等に対する問い合わせがあった場合、不服申立て内容等を確認し、運転免許課運転免許管理係へ速報し指示を仰ぐこと。

(9) 更新免許証交付時における旧免許証の取扱い

回収した旧免許証は、有効年月日を確実に確認し、警部又は警部相当職の確認を受けた上で、裁断により廃棄するものとする。

なお、警察署設置のシュレッダーの性能上、免許証の裁断処理ができず、即日交付施設に免許証の廃棄を依頼する場合は、書類等送付一覧に記入し即日交付施設に送付すること。

2 外国人が更新申請をした場合の対応

(1) 住所確認

免許証等の更新申請者が外国人である場合、次の書類を提示させ、住所を確

認すること。これらの書類の提示ができない者は、更新にあたっての形式的要件を具備しないことから、更新申請を受理しないこと。

- ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)の適用 を受ける外国人
 - (ア) 免許証のみを保有する場合 次のうちいずれか一つを提示させること。
 - a 在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第19条の3。以下同じ)
 - b 特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき国籍を離脱した者 等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項。 以下同じ)
 - c 在留資格や在留期間を含む住基法第30条の45の規定により同条に規 定する外国人住民に係る住民票に記載することとされている事項(以 下「特定事項」という。)が記載された住民票
 - (イ) マイナ免許証を保有する場合 マイナ免許証の提示で足りる
- イ 住基法の適用を受けない外国人(次の二つを提示)
 - (ア) 外務省等発行身分証明書類 外務省等発行身分証明書類としては、次のものがある。
 - a 外交官身分証明票
 - b 領事館身分証明票
 - c 身分証明票
 - d 国際機関職員身分証明票
 - e 入管法別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格が表示されている 上陸許可の認印(入管法第9条第1項。gにおいて同じ。)が付された 書類
 - f 在留資格認定証明書(入管法第7条の2第1項。gにおいて同じ。)
 - g 日本国領事館等(入管法第2条4号)の査証を受け、及び在留資格認 定証明書の交付を受けることができる在留資格(入管法別表第一の三の 表の「短期滞在」以外の在留資格)が表示されている上陸許可の証印が 付された書類
 - h 合衆国軍隊の構成員の身分証明書(「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第9条第3項(a))
 - (イ) 公的機関等発行住所確認書類
 - 公的機関等発行住所確認書類としては、次のものがある。
 - a 駐日大使館や在日米軍当局等が発行した申請者の住所を確認すること ができる書類等
 - b a に準ずるものとして、国際自動車競技(道路において自動車を運転 するものに限る。) に参加する競技者(当該国際自動車競技に係る国際

ライセンスを有する者に限る。)であって、(ア) f 又は g の書類を提示する者に係る当該競技の主催団体が発行する書類で、その者が本邦に滞在する住所を確認するに足りる書類がある。

なお、発行主体が公的機関に「準ずる」ものであるか判断しかねる場合は、運転免許センターに確認すること。

(2) 不法滞在者等に対する措置

免許証等の更新申請を行った外国人が在留期間の経過などによる不法滞在者であることが判明した場合や、在留カードの不携帯又は提示を拒否した場合は、管轄警察署に連絡し、管轄警察署員の臨場を待ち、以後の措置を引き継ぐこと。

3 免許証等の再交付申請の受理及び交付

(1) 免許証等の紛失等による再交付申請の受理

免許証等保有状況、紛失した免許証等及び再交付申請後に保有を希望する免 許証等に応じて、次の物を提出させること。

免許証等	紛失した	保有を希望	提 出 書 類	
保有形態	免許証等	する免許証等	P	イ
免許証	免許証	免許証	運転免許証再交付申請書	運転免許証再交付
			(別記様式10)	手数料納付書
				(別記様式11)
		マイナ免許証	運転免許証再交付申請書	運転免許証再交付
			※特定免許情報の記録を受ける 旨を記載。実際には、免許 の交付及び返納は行われ	手数料納付書
			ない。	
		双方の免許証	運転免許証再交付申請書	運転免許証再交付
			※特定免許情報の記録を受ける 旨を記載	手数料納付書
マイナ免許証	マイナ免許証	免許証	運転免許証交付申請書	運転免許証交付
			(別記様式12)	手数料納付書
				(別記様式13)
		マイナ免許証	特定免許情報記録申請書	特定免許情報記録
			(別記様式14)	手数料納付書
				(別記様式15)
		双方の免許証	特定免許情報記録申請書	特定免許情報記録
			※IC免許証の交付を受ける旨 を記載	手数料納付書
双方の免許証	免許証	免許証	運転免許証再交付申請書	運転免許証再交付
			※免許情報記録の抹消を受ける 旨を記載	手数料納付書
		マイナ免許証	免許保有状況変更申出書	

		(別記様式16)	
	双方の免許証	運転免許証再交付申請書	運転免許証再交付 手数料納付書
マイナ免許証	免許証	免許保有状況変更申出書	
	マイナ免許証	特定免許情報記録申請書 ※IC免許証を返納する旨を 記載	特定免許情報記録 手数料納付書
	双方の免許証	特定免許情報記録申請書	特定免許情報記録 手数料納付書
双方の免許証	免許証	運転免許証再交付申請書	運転免許証再交付 手数料納付書
	マイナ免許証	運転免許証再交付申請書 ※特定免許情報の記録を受ける 旨を記載。実際には、免許 証 の交付及び返納は行われ ない。	運転免許証再交付 手数料納付書
	双方の免許証	運転免許証再交付申請書 ※特定免許情報の記録を受ける 旨を記載	運転免許証再交付 手数料納付書

- ウ 「運転免許証(亡失・滅失) てん末書」(別記様式17。以下「てん末書」 という。)
- エ 申請用写真

「免許保有状況変更届出書」で受理する場合は、申請用写真は不要とする。

才 本人確認書類

第3の4(2)のとおりとする。

(2) 免許証の汚損、破損、その他の理由(以下「汚損等」という。)による再交付申請の受理

免許証保有形態及び再交付申請後に保有を希望する免許証等に応じて、次の 物を提出させること。

免許証等	保有を希望	提 出 書 類		
保有形態	する免許証等	P		1
免許証	免許証	運転免許証再交付申請書		運転免許証再交付手数料納付書

マイナ免許証		運転免許証再交付申請書	運転免許証再交付手数料納付書
		※特定免許情報の記録を受ける旨を記	
		載	
	双方の免許証	運転免許証再交付申請書	運転免許証再交付手数料納付書
		※特定免許情報の記録を受ける旨を記	
		載	
双方の免許証	免許証	運転免許証再交付申請書	運転免許証再交付手数料納付
		※免許情報記録の抹消を受ける旨を記	書
		載	
	マイナ免許証	免許保有状況変更申出書	
	双方の免許証	運転免許証再交付申請書	運転免許証再交付手数料納付書

ウ 汚損等免許証

申請理由が汚損等で、申請に係る免許証と再交付に係る免許証を交換交付する場合は、てん末書の添付は要せず、汚損等に係る免許証を申請書に添付すれば足りる。

エ 申請用写真

即日交付施設において、申請理由が汚損等で本人確認ができる免許証を有している場合は、申請用写真は不要とする。ただし、本人確認ができる免許証を有しているとは、再交付の理由として「汚損」や「記載事項・条件変更」等の再交付記号加減なしになるもので、写真が鮮明なものとする。

才 本人確認書類

第3の4(2)のとおりとする。

(3) 再交付に係る不正取得防止対策の徹底

再交付名下の不正取得を防止するため、再交付申請を受理する際は、「再交付に係る不正取得防止のためのチェックシート」(別記様式18-1又は18-2)を使用し、次の点に注意しながら各チェックポイントで行うべき事項を確実に確認し、不審点は徹底的に究明すること。

ア 本人確認書類による確認

イ 申請者と申請書貼付の写真の異同識別

申請者と申請書貼付の写真の異同識別を徹底し、同一性を確認すること。

ウ 申請書記載内容に係る質問

申請書に記載された本籍、住所、生年月日等、本人確認の一環として、申請書記載内容に係る質問を行い、その回答に齟齬がないか十分に確認すること。

エ 遺失届等の提出事実の確認

遺失等による再交付の場合には、遺失届、盗難届等の提出事実がてん末書

に記載されることから、この届出事実についても確認すること。

また、再交付名下の不正取得を防止するため、遺失による再交付の場合には、遺失した免許証が発見された場合は速やかに返納しなければならない旨を確実に教示すること。

オ 「免許・不適格事実照会」結果と申請者申し立ての違反歴等の突合

再交付申請時には「免許・不適格事実照会」を行い、その結果をてん末書 記載の違反等の内容と突合するとともに、記載のない違反等が同照会で判明 したときは、これらについても申請者に事実を確認すること。

また、行政処分該当者と認められたときは、再交付の理由の確認を徹底するとともに、「処分執行中に運転した場合は、無免許運転となることに加え、再交付前の免許証等を携帯して運転していた場合は、免許証の不正取得や返納義務違反に問われる可能性があること」を確実に教示すること。

(4) 申請受理時の留意事項

ア 本人確認書類の提示を求める理由の説明

免許証等の再交付申請時に本人確認書類の提示を求めることとしているが、本人確認書類の提示は、法令により義務付けられたものではない。しかしながら、免許証等の不正取得を防止することの重要性に鑑み、運用上の措置として行うこととしているもので、申請者に対しては、その理由を十分説明し、理解を得ること。

イ 本人確認書類を提示できない(しない)場合の対応

遺失による再交付の場合には、免許証等とともに他の本人確認書類も亡失 等し、本人確認書類を提示できない場合も多い。

上記アのとおり、本人確認書類の提示は、法令に基づく義務ではないことから、本人確認書類を提示できないことをもって再交付申請を不受理とすることはできない。したがって、この場合は、質問等による本人確認をより厳格に実施した上で、再交付申請を受理すること。

ウ 再交付の申請理由

再交付の申請理由が「公安委員会が相当と認めるとき」に該当するか否かの判断が明確でないときは、運転免許課免許係に指示を仰ぐこと。

エ 県外からの住所変更を伴う再交付申請

即日交付施設において、再交付申請を行った者が県外からの転入者である場合は、旧住所地を管轄する他都道府県公安委員会から免許データの送付を受け、確認がとれてから免許証の作成や特定免許情報の記録を行うことから、免許証等を交付するまで時間を要する旨をあらかじめ申請者に説明すること。

オ 免許証等の更新と再交付の同時申請

免許証等の更新と再交付の同時申請を受理するときは、更新申請書、質問票及びてん末書を作成させ、再交付申請書の作成は要しない。

手数料については、更新手数料のみ徴収すること。

免許証等の更新と再交付の同時申請の受理は、各免許業務関連施設の更新

受付時間内とするが、即日交付施設の日曜窓口においては、免許証等の更新と再交付の同時申請は受理しないこと。

カ 拠点警察署における留意事項

拠点警察署においては、免許証のみを保有する者の再交付申請を取り扱う ことし、マイナ免許証や保有状況変更を伴う再交付申請は受理しない。

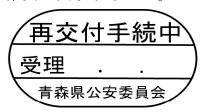
また、亡失、滅失又は汚損若しくは破損により本人確認ができない免許証の再交付申請を受理した場合、申請者は免許証不携帯の状態にあることから、再交付免許証の交付を受けるまで運転はできない旨申請者に教示すること。

(5) 再交付免許証等の作成及び交付

ア 即日交付施設

即日交付施設において免許証の再交付申請を受理したときは、それぞれの施設において免許証を作成し、即日交付するものとする。また、マイナ免許証に係る再交付申請を受理したときは、それぞれの施設において、再交付後の免許情報を即日記録する

なお、即日交付施設において現有免許証を所持する者の再交付申請を受理 した場合は、現有免許証裏面の備考欄に、再交付手続中である旨を次のとお り記入した上で、確実に回収すること。



イ 拠点警察署

- (7) 交付予定日の指定
 - a 免許証紛失による再交付の場合

再交付申請を受理した日から14日後の日以降の平日を交付予定日に指定し、てん末書の下部「免許証の交付予定日等」欄に記入した上で切り離し、申請者に交付すること。

b 免許証汚損等による再交付の場合(現有免許証有り)

現有免許証裏面の備考欄に、再交付手続中である旨を次のとおり記入 の上、再交付申請を受理した日から14日後の日以降の平日を交付予定日 に指定し、現有免許証を申請者に返却すること。

> 再交付手続中 年 月 日 ^{交付予定日} . . . 青森公委

(イ) 受理関係書類の作成及び送付

再交付申請関係書類を送付するときは、次の2様式を作成し、関係書類 を添付の上、第3の4(6)のとおり運転免許センター等に送付すること。

- a 「運転免許証再交付申請書類の送付について」(別記様式19-1。以下「再交付書類送付書」という。)
- b 「再交付運転免許証の送付について」(別記様式19-2。以下「再交付免許証送付書」という。)

なお、再交付書類送付書の写しを拠点警察署において保管すること。

(ウ) 再交付に係る免許証の作成及び送付

上記(イ)の送付を受けた運転免許センター等は、再交付後の免許証を作成の上、拠点警察署から送付された再交付免許証送付書に必要事項を記載するとともに、免許証等送付書を作成し、再交付免許証送付書及び再交付に係る免許証等を添付し、拠点警察署に送付すること。

(エ) 再交付免許証の交付

拠点警察署において再交付免許証を交付するときは、再交付免許証裏面 及び再交付免許証送付書に交付年月日を記入し、交付した日を明確にする こと。

また、代理人に対して再交付免許証を交付するときは、委任状を徴するとともに、再交付免許証送付書の代理欄にチェックを入れ、代理人に交付したことを明らかにすること。

(オ) 汚損等による再交付免許証交付時における旧免許証の取扱い

再交付は、申請者の現に有する免許証と同一の免許証を交付するものであることから、さん孔措置を講じて無効化した場合でも申請者に渡すことはできないことに留意し、再交付免許証を交付する際は、旧免許証の再交付手続中の押印を確認するとともに、再交付免許送付書の旧免許欄にチェックを入れ、旧免許証の受け取り忘れがないよう十分注意して交換交付すること。

また、交換交付により受領した旧免許証は、第3の4(6)の手続に基づき、運転免許課免許係に送付すること。

送付を受けた運転免許課免許係では、交換交付を確認の上、裁断により確実に廃棄すること。

4 免許証等の記載事項変更の受理

(1) 記載事項変更の受理

免許証等の記載事項変更を受理するときは、免許証等及び運転免許証記載事項変更届(別記様式20。以下「記載変更届」という。)を提出させるとともに、変更事項を疎明する書類を提出(一部は提示のみで可)させること。

- (2) 届出受理時の留意事項
 - ア 免許証等の有効期間の確認
 - (ア) 免許証等の有効期間を経過していないか確認すること。
 - (イ) 有効期間内であっても更新期間に入っている場合は、更新手続と同時の 記載事項変更を教示すること。ただし、本人が記載事項変更のみの手続を 希望する場合はこれに応じること。
 - イ 更新連絡書の不通報の教示

住所の変更がある場合で、免許証の有効期間が満了する直前の誕生日前50 日以内の届出者に対しては、更新連絡書による通報がなされない旨を教示す ること。

- ウ 生年月日に変更があるときの教示
 - (ア) 生年月日に変更がある場合は、免許証 I C チップに変更機能がないため 免許証が再作成されることを教示すること。
 - ※ 即日交付施設以外では、後日、新免許証を交付(交換交付)することとなる。再作成に係る交付手数料は不要である。
 - (イ) 生年月日に変更がある場合は、マイナ免許証の免許情報(有効年月日) を書き換える必要があるため、後日交付施設においては、即日交付施設で 免許情報の書換えを行うよう教示すること。
- エ 住民票の個人番号の取扱い

住民票の提示を受けたときは、個人番号の記載の有無を確認し、記載がある場合は、届出者に対して個人番号記載部分をマスキング等の措置を施すよう教示し、職員はマスキング等が施された住民票を取り扱うこと。

(3) 免許証への旧姓の記載又は免許証に記載された旧姓の変更若しくは削除(以下「旧姓記載等」という。)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号。以下「改正令」という。)により、住民票及びマイナンバーカードに旧姓(改正令第30条の13にいう「旧氏」を指す。)を記載することが可能となったこと等を踏まえ、申請者から申出があった場合は、免許証への旧姓記載等を行うものとする。

なお、申請者が免許証の更新を待たずして、新たに旧姓記載等の免許証を希望する場合は、免許証の再交付の手続を行うものとする。

(4) 変更事項を疎明する書類

記載事項の変更内容により、提出又は提示させる書類は次のとおりとする。

ア 氏名変更の場合

本籍が記載された住民票(添付)又はマイナンバーカード(提示)

(国外転出者にあっては、戸籍謄本等(添付))

なお、変更後の氏名が記載されたマイナ免許証を保有する場合は、マイナ 免許証の提示のみとし、当該書類の提出は不要とする。

また、氏名の字体の変更は、氏名そのものの変更ではないことから、住民 票、マイナンバーカード等の氏名の字体の変更を確認できる公的書類の提示 により、免許証の氏名の字体を変更すること。

イ 旧姓記載等の場合

旧姓記載された住民票又は旧姓記載されたマイナンバーカードの提示 なお、旧姓の削除に当たっては、旧姓記載された住民票又は旧姓記載され たマイナンバーカードの提示を要しない。

- ウ 本籍変更の場合(次のうちいずれか一つ)
 - (ア) 本籍が記載された住民票(添付)

(国外転出者にあっては、戸籍謄本等(添付))

(イ) 市役所、町村役場発行の証明書類

区画整理等に伴う本籍表示の変更等、本人の責によらない事情により本籍変更が生じた場合に限り、受理担当者がコピーを作成して添付する。ただし、変更等を行った市町村の発行する新旧対照表等により変更内容が確認できるときは、証明書類の提示及びコピー添付を要しない。

- エ 住所変更の場合(次のうちいずれか一つ提示)
 - (ア) 住民票
 - (イ) マイナンバーカード
 - (ウ) 市役所、町村役場発行の証明書類 前記ウ(イ)に同じ

なお、変更後の住所が記載されたマイナ免許証を保有する場合は、マイナ 免許証の提示のみとし、当該書類の提示は不要とする。

- オ 生年月日変更の場合
 - (ア) 住民票(受理担当者がコピーして添付)
 - (イ) 写真(免許証再作成用、即日交付施設での取扱いの場合は不要)
- カ 性別変更の場合

住民票(受理担当者がコピーして添付)

- (5) 外国人に係る変更事項を疎明する書類
 - ア 住所変更の場合
 - (ア) 住基法の適用を受ける外国人
 - a 免許証のみ保有する場合(次のうちいずれか一つ提示)
 - (a) 在留カード
 - (b) 特別永住者証明書
 - (c) 特定事項が記載された住民票
 - b マイナ免許証を保有する場合 マイナ免許証(提示)、必要に応じて住民票(提示)
 - (4) 住基法の適用を受けない外国人(次の二つを提示)
 - a 外務省等発行身分証明書類 前記 2 (1)イ(ア)に同じ
 - b 公的機関等発行住所確認書類 前記 2 (1) イ (イ) に同じ
 - イ 国籍等変更の場合

国籍等が記載された住民票 (添付)

- ウ 氏名変更の場合
 - (ア) 免許証のみ保有する場合 国籍等が記載された住民票(添付)
 - (4) マイナ免許証を保有する場合 マイナ免許証(提示)、必要に応じて住民票(添付)
- (6) 記載事項変更届受理簿の作成

記載変更届を受理したときは、「記載事項変更届受理簿」(別記様式21。以下「記載変更受理簿」という。)に受理内容及び受理者を記載の上、記載変更届下部の取扱者欄に担当者氏名を記載すること。また、記載変更届余白部分に受理番号を記載すること。

(7) 変更事項のデータ登録等

- ア 免許証の場合のデータ登録、免許証 I C チップ追記及び免許証備考欄記載 の手順と留意事項
 - (ア) 受理内容を確認した後に、他の職員に記載変更届と記載変更受理簿の内容について確認を受けること。

また、確認者は、記載変更届余白部分に確認者名を記載すること。

- (イ) 運転者管理システムにより変更事項をデータ登録した上で、免許証の I Cチップに追記すること。
- (ウ) 当該免許証の裏面備考欄に受理年月日と変更内容を記載し、「青森公委」 の印を押印すること。
- (エ) 留意事項

性別変更の場合は、運転者管理システムのデータ登録のみ行い、免許証 ICチップの追記及び免許証裏面備考欄への記載は行わないこと。

イ マイナ免許証の場合のデータ登録及び免許情報の書換え

- (ア) ア(ア)に同じ
- (イ) 運転者管理システムにより変更事項をデータ登録する。
- (ウ) 生年月日に変更がある場合のみ、免許情報(有効年月日)の書換えを行う。
- (エ) 後日交付施設における取扱い 後日交付施設においては、ア(ア)による届出の受理のみとし、変更事項 のデータ登録は、書類送付を受けた各試験場において行うものとする。
- (8) 免許証及び疎明書類の返還

変更内容を記載した免許証は、届出者に記載内容に誤りがないことを確認させた後、返還すること。

また、変更事項を疎明する書類として提示された書類については、個人情報であることに留意して、確実に誤りなく返還すること。

(9) 関係書類の送付

記載事項変更関係書類は、受理日ごとに「運転免許証等の記載事項変更届送付書」(別記様式22)を作成し、第3の4(6)により、運転免許センター等に送付すること。

5 免許証等の保有状況の変更

- (1) 免許証からマイナ免許証に変更するとき
 - ア 「特定免許情報記録申請書」提出させ、「特定免許情報記録申請手数料納付書」により手数料を納付させること。このとき、「免許情報記録申請書」 に免許証を返納する旨記載させること。
 - イ 申請を受理したときは、マイナンバーカードに免許情報を記録し、免許証 は返納させる。

- (2) 免許証から免許証及びマイナ免許証に変更するとき
 - ア 「特定免許情報記録申請書」を提出させ、「特定免許情報記録手数料納付書」により手数料を納付させること。
 - イ 申請を受理したときは、マイナンバーカードに免許情報を記録するものと する。
- (3) マイナ免許証から免許証に変更するとき
 - ア 「運転免許証交付申請書」を提出させ、「運転免許証交付申請手数料納付書」により手数料を納付させること。このとき、「免許証交付申請書」に免許情報記録の抹消を受ける旨記載させること。
 - イ 申請を受理したときは、免許証を作成して交付し、マイナ免許証の免許情報を抹消すること。
- (4) マイナ免許証から免許証及びマイナ免許証に変更するとき
 - ア 「免許証交付申請書」を提出させ、「免許証交付手数料納付書」により手 数料を納付させること。
 - イ 申請を受理したときは、免許証を作成して交付するものとする。
- (5) 免許証及びマイナ免許証から免許証に変更するとき
 - ア 「免許情報記録抹消届」(別記様式23。以下「抹消届」という。)を提出 させること。
 - イ 届出を受理したときは、マイナ免許証の免許情報を抹消するものとする。
- (6) 免許証及びマイナ免許証からマイナ免許証にするとき

「運転免許証返納届」(別記様式24。以下「返納届」という。)を提出させ、 免許証を返納させること。

6 免許証の返納及び免許情報記録の抹消の受理

- (1) 免許証の返納及び免許情報記録の抹消
 - ア 免許証の返納(法第106条の3第1項関係)

免許証を保有する者が次のいずれかに該当するときは、返納届を提出させ、 免許証を返納させることとなる。返納届を受理したときは、右下余白部分に 返納理由を簡記し、受理担当者名を記入すること。

- (ア) 免許が取り消されたとき
- (イ) 免許が失効したとき
- (ウ) 免許証の再交付を受けた後において亡失した免許証を発見したとき
- (エ) 免許証の有効期間が満了したとき
- イ 免許情報記録の抹消(法第106条の4第1項関係)
 - (ア) マイナ免許証を保有する者が次のいずれかに該当するときは、抹消届を 提出させ、免許情報記録の抹消を受けることとなる。抹消届を受理したと きは、右下余白部分に返納理由を簡記し、受理担当者名を記入すること。
 - a 免許証が取り消されたとき
 - b 免許が失効したとき
 - c 免許の効力が停止されたとき
 - d 免許情報記録の有効期間が満了したとき

- (イ) 抹消届を受理したときは、マイナ免許証の免許情報記録を抹消すること。 後日交付施設において抹消届を受理したときは、免許情報記録の抹消につ いては即日交付施設で行うよう教示すること。
- ウ 免許証の返納及び免許情報記録の抹消を受理するときの留意事項 法第106条の3第1項及び法第106条の4第1項に掲げるものに該当しない 有効期間のある免許証については、申請取消し以外の返納方法がないことか ら、申請取消しの手続について教示すること。

(2) 関係書類の送付等

ア 即日交付施設

即日交付施設では、失効に係る「返納届」及び「抹消届」について運転者 管理システムに失効確認登録を行うこと。

運転免許センター以外の即日交付施設は、所要の手続をした上で、関係書類及び返納に係る免許証を運転免許センターに送付すること。

また、送付を受けた運転免許センターは、返納された免許証を裁断により 確実に廃棄すること。

イ 後日交付施設

免許証返納関係書類は、第3の4(6)により運転免許センター等に送付すること。

7 国外運転免許証交付申請の受理及び交付

(1) 申請の受理

国外運転免許証(以下「国外免許証」という。)の交付申請を受理するときは、「国外運転免許証交付申請書」(別記様式25。以下「国免申請書」という。)、写真及び外国等に渡航するものであることを証する書類を添えて提出させるとともに、「国外運転免許証交付手数料納付書」(別記様式26)により手数料を納付させること。

(2) 外国等に渡航するものであることを証する書類(法第107条の7第2項) 外国等に渡航するものであることを証する書類とは、次のいずれかとする。

ア旅券

- イ 船員手帳又は乗船通知書
- ウ 公用旅券発給請求書の写し
- エ 公務により出張する公務員であるときは、その者の所属する長等が発行する渡航証明書
- オ アからエまでの書類を提出することができない者であるときは、旅行業者 等が発行する外国に渡航する者であること証する書類等
- (3) 番号簿・台帳の作成
 - ア 運転免許センター

運転免許センターにおいて国免申請書を受理したときは、「国外運転免許 証の交付等台帳」(別記様式27。以下「国免交付等台帳」という。)に申請 年月日、申請者氏名等を記入すること。

イ 運転免許センター以外の即日交付施設及び拠点警察署(以下「運転免許セ

ンター以外の即日交付施設等」という。)

運転免許センター以外の即日交付施設等において、国免申請書を受理した ときは、「国外運転免許証の申請受理簿」(別記様式28。以下「国免申請受 理簿」という。)に申請年月日、申請者氏名等を記入すること。

(4) 国外免許証の作成及び交付

ア 運転免許センター

運転免許センターにおいて国免申請書を受理したときは、国免交付等台帳 に記入した際の交付番号により国外免許証を作成し、即日交付すること。

国外免許証を交付する際は、申請者の免許証備考欄の下側に次のとおり国外免許証の発給印を押印して、発給日、交付番号を記入すること。

. . . 国外運転免許証第

号発給青森公委

また、申請者に国外免許証の内容を確認させた後、写真欄の下部にローマ字によるサインをさせた上で国外免許証を交付し、国免交付等台帳の受領者欄に記入して受領者を明らかにしておくこと。

イ 運転免許センター以外の即日交付施設等

(ア) 受理関係書類の作成及び送付

運転免許センター以外の即日交付施設等において国免申請書を受理した ときは、「国外運転免許証申請書送付書」(別記様式29。以下「国免書類 送付書」という。)を作成し、申請書及び添付書類等を取りまとめの上、 第3の4(6)により、運転免許センターに送付すること。

(イ) 国外免許証の作成及び送付

上記(ア)の送付を受けた運転免許センターは、申請に係る国外免許証を 作成し、免許証等送付書により、「国外運転免許証送付書」(別記様式30) 及び作成した国外免許証を申請先である運転免許センター以外の即日交付 施設等に送付すること。

(ウ) 国外免許証の受領

上記(イ)により国外免許証を受領した運転免許センター以外の即日交付施設等は、国免申請受理簿に交付番号、発給年月日を記載すること。

(エ) 国外免許証の交付

運転免許センター以外の即日交付施設等における国外免許証の交付は、おおむね2週間後とする。

国外免許証を交付する際は、申請者の免許証を確認し、その備考欄の下側に国外免許証の発給印を押印し、発給日、交付番号を記入すること(上記(4)ア参照)。

また、申請者に国外免許証の内容を確認させた後、写真欄の下部にローマ字によるサインをさせた上で国外免許証を交付し、国免申請受理簿の受領者欄に記入して受領者を明らかにしたのち、交付年月日を記載すること。

(5) 国外免許証の代理申請

国外免許証の代理申請は、申請者が既に外国等に渡航している者で、その者が受けている免許証等の有効期間がおおむね3か月以上あり、かつ、その者との代理関係が明らかである親族等によって申請されるときに限り、受理するも

のとする。

また、代理申請の場合は、申請に必要な書類のほか、申請者本人が外国等に渡航していることを証する書類並びに申請及び交付に係る委任状を徴すること。

なお、代理人に対して交付するときは、国外免許証の内容を確認させ、写真 欄の下部に交付を受ける本人にローマ字によるサインをさせる旨を教示すること。

(6) 国外免許証の返納

国外免許証の返納の申出があった際は、返納する国外免許証の発給年月日を確認し、発給後1年を経過していない場合は、1年間は使用可能であること、及び返納後は改めて申請が必要なことを教示し、同意を得た上で返納を受理すること。

さらに、返納者の免許証等を確認し、裏面備考欄に記載された国外免許証の 発給印を抹消判により抹消すること。

また、運転免許センター以外の免許業務関連施設で返納を受理した場合は、 書類等送付一覧により、返納された国外免許証を運転免許センターに送付する こと。

運転免許センターにおいては、返納された国外免許証について所要の手続を とるものとし、その場合において、返納された国外免許証が青森県公安委員会 以外の公安委員会により発給されたものである場合は、当該公安委員会に通知 するものとする。

8 申請取消しの受理

(1) 申請取消しの区分及び申出免許の付与申請取消しは、次の区分により行う。

ア 全部取消し

受けている免許をすべて取り消す場合をいう。

イ 一部取消し

受けている免許の一部を取り消す場合をいう。

申請取消しを受ける者から、他の種類の免許を受けたい旨の申出があったときは、令第39条の2の3に定める免許の区分により、免許を与えるものとする。

(2) 申請の受理

ア 申請受理時の留意事項

(ア) 申請者の意思確認

申請取消しは、申請者本人の意思に基づく申請によって行う免許の取消しであるが、取消しの効果は法令違反等による場合と同様である。

このため、申請者に対しては、申請による免許の取消しを受けた後に再 度免許を取得する場合は、すべての免許試験を受験し合格しなければなら ないことを説明し、申請者が真に免許の取消しを希望しているかを確認し た上で申請を受理すること。

(イ) 申請による取消しの基準に関する確認

免許の取消し基準等に該当している者が、その事実を秘匿して申請を行うことも考えられることから、申請時には、申請者が申請による取消しの

基準に該当している者であるか否かを免許証番号による照会と氏名及び生 年月日による免許照会等によって確実に確認すること。

なお、後日交付施設における免許照会は、運転免許センターを介して行うものとし、運転免許センターは、後日交付施設から免許照会の依頼を受けたときは、速やかに免許照会を行い、申請者が申請による取消しの基準に該当していない者である場合は、関係課係に照会し、その処理状況を確認した上で回答すること。

また、申請者が法令違反等で検挙され、それが免許の取消し等の基準に該当する場合であっても、違反等登録が未了のために免許照会等では当該事実を確認できない場合もあるため、申請者から法令違反等で検挙された事実の有無を聴取し、必要な場合は検挙所属に事実確認を行うなどの措置を講じること。免許取消し等の基準に該当する事実確認ができた場合には申請を受理しないものとする。

イ 申請に必要な書類

申請取消しを受理するときは、次の物を提出させること。

- (ア) 取消申請書
- (イ) 免許証(免許証を紛失した者の取扱いについては、運転免許課にその都 度質疑すること。)
- (ウ) 申請用写真(拠点警察署に申請の場合で、全部取消しで申し出交付があるとき、又は一部取消しのときに限る。)
- (エ) 「申出免許証交付手数料納付書」(別記様式31) 申出免許に係る免許証の交付又は免許情報記録の書換えがあるときに限 る。一の免許に係る手数料に他の種類の免許に係る事項を加えるごとに200円

(3) 受理簿の作成

申請取消しを受理したときは、「申請による全部取消・一部取消受理簿/経歴証明書交付簿」(別記様式32。以下「申請取消受理簿」という。)に申請月日、申請者氏名等を記入すること。

(4) 申請取消通知書の交付

申請取消しを受けた者には、申請取消通知書を交付し、免許を取り消した旨を確実に通知すること。

なお、全部取消しで申出交付がない場合(自主返納)は、原則として申請取消しを受けた後5年以内に限り、運転経歴証明書若しくはマイナ経歴証明書又はその両方の交付を申請することができる旨を教示すること。

(5) 免許証の返納及び免許情報記録の抹消

を加算した額を納付させること。

申請取消しを受理したときは、前記6(1)により、免許証を返納又は免許情報記録を抹消させること。

なお、申請取消しを受けた者が当該返納免許証の交付を希望する場合において、さん孔措置を講じて無効化した場合でも返還できないものであることを教示し、確実に返納させること。

(6) 申請取消しに係る免許証の作成・交付及び免許情報記録の書換え

免許の全部取消しで申出交付があるとき、又は一部取消し(申出交付ありを含む。)のときの免許証等の手続は次のとおりとする。

ア 免許証の作成・交付

取消しを受けた免許以外の免許に係る免許証を新たに作成し交付するものとする。

なお、拠点警察署にあっては、新たな免許証は後日交付となることから、 申請取消しに係る免許証の裏面備考欄に次のとおり記載して申請者に返却 し、新たな免許証は当該免許証と引換えに交付する旨を教示すること。

> 申請取消交付手続中 有効免許 〇〇 〇〇 年 月 日まで有効 年 月 日青森公委

イ マイナ免許証の免許情報記録の書換え

取消しを受けた免許以外の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとする。

(7) 申請による免許の取消しの際の免許保有状況の変更

申請による免許の取消しを受けた者が、なお他の種類の免許を受けている場合、申請による免許の取消しの際に、その者からの申請により、当該他の種類の免許に係る免許証等の免許保有状況を変更することができる。

この場合において、申請者は当該免許保有状況を変更する旨を運転免許取消申請書に記載すること。

(8) 後日交付施設における関係書類の作成及び送付

ア 拠点警察署

取消申請関係書類を送付するときは、次の2様式を作成し、関係書類を添付の上、第3の4(6)のとおり送付すること。ただし、受理した申請が自主返納(全部取消しで申し出交付なし)のみのときは、(イ)の作成は不要とする。

- (ア) 「運転免許の取消申請について」(別記様式33-1。以下「取消申請書類送付書」という。)
- (イ) 「取消申請による申出交付免許証の送付について」(別記様式33-2。 以下「申出交付免許証送付書」という。)

また、取消申請書類送付書の写しを拠点警察署において保管すること。

イ その他警察署

取消申請関係書類を送付するときは、取消申請書類送付書を作成し、関係書類を添付の上、第3の4(6)のとおり送付すること。また、その写しをその他警察署において保管すること。

(9) 申請取消しと免許証等の更新又は再交付の申請を同時に行う場合の取扱い

ア 申請取消しと免許証等の更新申請を同時に行う場合

(7) 免許証等の交付手数料

本人からの申出又は適性検査不適等により免許証等の更新と同時に申請 取消しをし、新たな免許証を交付又は免許情報記録の書換えする場合は、 更新に係る免許証等の交付手数料のみを徴収し、申出交付に係る免許証等 の交付手数料は徴収しないこと。

(イ) 免許証の返納に係る手続

免許証等の更新時には、申請取消し後の更新免許証は、取消しを受ける 免許に係る免許証と引き換えに交付するものであることから、運転免許証 の返納手続は不要である。

(ウ) 申請取消しの受理日及び更新申請書への付記事項 申請取消しの受理日は、更新の受理日に同じとする。

また、更新申請書の条件等変更欄に「全部取消」又は「一部取消」と記載すること。さらに、他の種類の免許を受けたい旨の申出がある場合は「下位免許交付」と記載すること。

(エ) 免許証の更新に必要な適性基準に満たないとき

免許証の更新に必要な適性基準を満たすことができないことにより申請 取消しする場合は、更新申請書の適性検査結果表欄に適性の基準を満たし ていないことがわかるよう適性検査結果を明記すること。

- イ 全部取消し(申出交付なし)を再交付の申請と同時に行う場合
 - (ア) 受理時の留意事項

通常の再交付同様、本人確認書類による確認及び遺失届等の提出事実の確認等を確実に行った上で、取消申請書及びてん末書を作成させること。 このとき、再交付申請書の作成は要しない。

また、再交付に係る免許証は作成を要しないため、再交付免許証の交付 手数料は徴収しないこと。

全部取消し(申出交付なし)と再交付の同時申請の受理は、即日交付施設及び拠点警察署の申請取消し受付時間内とするが、即日交付施設の日曜窓口においては、受理しないこと。

(イ) 取消申請書への付記事項

取消申請書に「再交付と同時」と記載するとともに、免許証の写し欄に 紛失した免許証等の内容等を記載すること。

(ウ) 取消申請書及び申請取消通知書の免許証番号の記載

再交付の申請と同時に行うことから、取消申請書及び申請取消通知書の 免許証番号は、免許照会等で確認した免許証番号の末尾が繰り上がった番 号を記載すること。

- (エ) 申請取消しを受けた場合であっても、再交付後に旧免許証を発見したと きは、旧免許証の返納手続が必要であることを教示すること。
- ウ 全部取消し(申出交付あり)及び一部取消しを再交付の申請と同時に行う 場合

(ア) 受理時の留意事項

通常の再交付同様、本人確認書類による確認及び遺失届等の提出事実の確認等を確実に行った上で、取消申請書、再交付申請書及びてん末書を作成させること。

また、再交付に係る免許証の交付手数料のみを徴収し、申出交付に係る 免許証の交付手数料は徴収しないこと。

全部取消し(申出交付あり)及び一部取消しと再交付の同時申請の受理は、即日交付施設及び拠点警察署の再交付受付時間内とする。

(イ) 取消申請書及び再交付申請書への付記事項

取消申請書に「再交付と同時」、再交付申請書に「申請取消しと同時」 とそれぞれ記載するとともに、免許証の写し欄に紛失した免許証等の内容 等を記載すること。

また、再交付申請書の取扱者欄の下部空欄に、「全部取消」又は「一部 取消」と記載し、さらに他の種類の免許を受けたい旨の申出がある場合は 「下位免許交付」と記載すること。

- (ウ) 取消申請書及び申請取消通知書の免許証番号の記載 前記(7)イ(ウ)に同じ
- (エ) 申請取消しを受けた場合であっても、再交付後に旧免許証を発見したと きは、旧免許証の返納手続が必要であることを教示すること。
- エ 申請者の状況に応じた申請の受理

全部取消しを受けようとする者の中には、時間的、場所的な制約や個別の事情により既設の申請窓口において手続をすることが困難な者がいることから、申請者やその家族等の負担の軽減に配慮した取扱いをすること。

(ア) 日曜窓口における申請受理に関する教示

申請者が窓口に来所することは可能であるが、本人や付添いをする家族等の用務のため、平日に来所することが困難であるなどの問合せを受けた場合は、免許センター及び各試験場の日曜窓口開設日に申請を受け付けていることを教示すること。

(イ) 窓口に来所することが困難な場合の取扱い

申請取消しは、自らの意思で行うものであることから本人が窓口に来所して手続することが原則であるが、申請者、その家族等から窓口に来所することが困難な特段の事情がある旨の問合せを受けた場合は、その事情に応じ、内容を確認した上で、代理人申請の場合は別添3「委任状」(参考様式)の内容を説明して作成するよう教示すること。

家族等が訪問を希望している場合や事情の判断が難しい場合は、運転免 許課に連絡し、指示を受けること。

9 運転経歴証明書交付等申請の受理及び交付

(1) 申請の受理

運転経歴証明書等の交付申請を受理するときは、次の物を提出させること。 ただし、イ、ウ及びカについては、確認後申請者に返却すること。

- ア 「運転経歴証明書交付等申請書」(県規則別記様式第20号の7)
- イ 住民票、マイナンバーカード、その他の住所、氏名及び生年月日を確かめ るに足りる書類

(外国人にあっては、在留カード、特別永者証明書又は特定事項が記載された住民票に限る。)

免許の取消しの申請と日を同じくして申請をしようとする場合(外国人を除く。)にあっては、当該書類の提示は不要とする。

また、確認の結果、住所、氏名等に変更があった場合は、同時に記載変更届を提出させること。

ウ本人確認書類

第3の4(2)のとおりとする。ただし、免許の取消しの申請と日を同じく して申請をしようとする場合にあっては、当該書類の提示は不要とする。

エ 申請用写真

即日交付施設において、免許の取消しの申請と日を同じくして申請する場合にあっては、申請用写真は不要とする。

- 才 「運転経歴証明書交付等手数料納付書」(別記様式34)
- 力 申請取消通知書

申請者が申請取消しを受けた者である場合に限る。

申請の受理に際しては、申請取消通知書により、申請取消しを受けた後5年以内であることを確認すること。

また、申請取消通知書を紛失等により提示できない者については、免許照会等により事実を確認した上で申請を受理すること。

キ 失効免許証

申請者が運転免許を失効した者である場合に限る。

申請の受理に際しては、失効免許証等により、免許を失効した日から5年 以内であることを確認すること。失効免許証等を既に返納済であったり、紛 失等により提示できない者については、返納届は不要となるため、申請書の 余白にその事由を記載すること。

また、申請者が運転免許を失効した者である場合は、失効免許証等の有無 に関わらず確実に免許照会等により失効の事実を確認した上で申請を受理す ること。

(2) 運転経歴証明書の作成・交付及び運転経歴情報の記録

ア 即日交付施設

- (ア) 即日交付施設において運転経歴証明書の交付申請を受理したときは、それぞれの施設において運転経歴証明書を作成し、即日交付するものとする。
- (イ) 即日交付施設においてマイナ経歴証明書の交付申請を受理したときは、 それぞれの施設において、運転経歴情報を即日記録するものとする。
- (ウ) 即日交付施設において運転経歴証明書を交付又は運転経歴情報の記録 (以下「運転経歴証明書の交付等」という。)を行うとき(自主返納と同 時のときを除く。)は、「経歴証明書交付簿」(別記様式35)に交付年月日、

氏名、照会番号等を記入した上で交付又は記録した後、交付確認欄に記入して受領者を明らかにしておくこと。

なお、自主返納と同時に運転経歴証明書等の交付を行うときは、「申請 取消受理簿」に照会番号等を記入した上で交付又は記録を行った上で、交 付確認欄に記入して受領者を明らかにしておくこと。

イ 後日交付施設

(ア) 受理関係書類の作成

後日交付施設において運転経歴証明書の交付申請を受理したときは、次の2様式を作成し、関係書類を添付の上、第3の4(6)のとおり運転免許センター等に送付すること。

- a 「運転経歴証明書(交付・再交付)申請書類の送付について」(別記 様式36-1。以下「経歴証明申請書類送付書」という。)
- b 「運転経歴証明書(交付・再交付)の送付について」(別記様式36-2。以下「経歴証明書送付書」という。)

また、経歴証明申請書類送付書の写しを後日交付施設において保管すること。

(イ) 運転経歴証明書の送付

上記(ア)の送付を受けた運転免許センター等は、運転経歴証明書を作成の上、経歴証明書送付書に必要事項を記載するとともに、免許証等送付書に、経歴証明書送付書及び運転経歴証明書を添付し、後日交付施設に送付すること。

(ウ) 運転経歴証明書の交付

運転経歴証明書の交付は、後日交付施設では申請を受理した日からおおむね2週間後の交付とする。

後日交付施設において運転経歴証明書を交付したときは、運転免許センター等から送付を受けた経歴証明書送付書に交付年月日を記入すること。 また、代理人に対して運転経歴証明書を交付するときは、委任状を徴するとともに、経歴証明書送付書に代理人に交付したことを記入すること。

(3) 申請者に対する説明事項

運転経歴証明書交付等申請の際には、申請者に対し次の事項を説明すること。 ア 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日又は免許が失効した日前 5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものであること。

- イ 運転経歴証明書等では、自動車等を運転することができないこと。
- ウ 申請取消し又は免許失効後5年を経過している場合は、申請できないこと。 また、当該5年の期限の最終日が土曜日、祝日等であっても特例は認めら れないこと。
- エ 免許を失効した者が運転経歴証明書の交付を受けたときは、特定失効者から除かれ、その後に免許を受けようとする場合には、免許試験の免除は認められないこと。

10 運転経歴証明書再交付等申請の受理及び交付

(1) 申請の受理

- ア 運転経歴証明書の再交付申請を受理するときは、次の物を提出させること。 ただし、(ウ)については、確認後申請者に返却すること。
 - (ア) 「運転経歴証明書再交付等申請書」(県規則別記様式第20号の9)
 - (イ) 「運転経歴証明書亡失等てん末書」(別記様式37)
 - (ウ) 「運転経歴証明書交付等手数料納付書」
 - (工) 本人確認書類

第3の4(2)のとおりとする。

イ 遺失による再交付の場合には、遺失、盗難届等の提出事実が運転経歴証明 書亡失等てん末書に記載されることから、この届出事実についても確認する こと。

また、再交付名下の不正取得を防止するため、遺失による再交付の場合には、遺失した運転経歴証明書が発見された場合は速やかに返納しなければならない旨を確実に教示すること。

- ウ 遺失以外の理由による再交付の場合には、当該申請に係る運転経歴証明書 の添付を求めること。
- (2) 再交付運転経歴証明書の作成及び交付 再交付運転経歴証明書の作成及び交付については、運転経歴証明書の作成及

11 運転経歴証明書等の記載事項変更の受理

(1) 運転経歴証明書等の記載事項変更の受理

運転経歴証明書等に係る記載事項の変更届出を受理するときは、運転経歴証明書、「運転経歴証明書記載事項等変更届」(県規則別記様式第20号の8。以下「経歴証明記載変更届」という。)及び変更内容を疎明する書類を提出させ、記載内容及び提示書類を照合確認した上で、運転免許証記載事項変更と同じ要領で、変更事項のデータ登録及び備考欄記載並びに免許情報の書換えを行うこと。

なお、変更内容を疎明する書類は、確認後、届出者へ返却すること。

(2) 変更内容を疎明する書類

ア 住所変更の場合

び交付と同様とする。

住民票又はマイナンバーカード

(外国人にあっては、在留カード、特別永者証明書又は特定事項が記載された住民票に限る。)

- イ 氏名変更の場合
 - (ア) 住基法の適用を受ける者(国外転出者を除く。) 住民票
 - (4) 国外転出者 戸籍謄本等
 - (ウ) 住基法の適用を受けない者 旅券等

なお、変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ経歴証明書を保有する場合は、マイナ経歴証明書の提示のみとし、当該書類の提示は不要とする。

(3) 受理の際の留意事項

経歴証明記載変更届を用意できない場合は、記載変更届で代用することができるが、運転経歴証明書の記載事項変更届であることを明示すること。

また、変更内容を疎明する書類は、確認後、申請者に返却すること。この場合において、氏名を変更するときは、提示のあった住民票のコピーを作成し添付すること。

なお、平成24年4月1日より前に運転経歴証明書の交付を受けた者については、運転経歴証明書の記載事項の変更届出の義務は課せられないので留意すること。

(4) 関係書類の送付

運転経歴証明書の記載事項変更関係書類は、第3の4(6)のとおり運転免許センター等に送付すること。

12 運転経歴証明書の返納及び運転経歴情報の抹消の受理

(1) 運転経歴証明書の返納を受理する場合

運転経歴証明書の返納を受理するときは、「運転経歴証明書返納届」(県規則別記様式第21号)を提出させ、必要事項の記載を確認した上で受理すること。

(2) 運転経歴情報の抹消を受理する場合

運転経歴情報の抹消を受理するときは、「運転経歴情報抹消届」(県規則別記様式第21号の2)を提出させ、運転経歴情報を抹消すること。

(3) 受理時の留意事項

平成24年4月1日より前に運転経歴証明書の交付を受けた者については、運転経歴証明書の返納の義務は課せられないので留意すること。

(4) 関係書類の送付

運転経歴証明書返納関係書類の送付は、免許証の返納の関係書類の送付等と 同様とする。

13 免許の条件解除・変更

(1) 免許の条件解除・変更

アー申請の受理

免許の条件の解除・変更に係る申請を受理するときは、「運転免許条件解除・変更申請書」(県規則別記様式第20号)を提出させること。

当該事務は、原則として、即日交付施設において行うものとするが、視覚 検査装置で対応のできる眼鏡等の条件解除等に係るものは、拠点警察署にお いても行うものとする。その際、視覚検査装置で対応した視力等の検査結果 内容及び条件解除・変更内容を当該申請書の検査結果欄に記載すること。

イ 免許の条件の解除等を行う場合の措置

免許証追記装置により、免許条件の解除等に係る追記を行うとともに、裏面備考欄に免許条件の変更等に係る内容を記載すること。マイナ免許証の場合は、免許条件の解除等に係る免許情報記録の書換えを行うこと。

(2) 申請によるサポートカー限定条件(以下「サポカー限定条件」という。)の付与又は変更(以下「付与等」という。)

ア サポカー限定条件の趣旨

運転に不安を覚える高齢運転者等に対して免許証の自主返納だけでなく、 より安全な自動車等に限って運転を継続するという中間的な選択肢を設ける ものである。

イ サポカー限定条件の内容

サポカー限定条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の 種類を次のいずれかに該当するものに限定する条件とされている(府令第18 条の6第1項)。

なお、後付けの装置については、サポカー限定条件の対象とならない。

- (ア) 国土交通大臣による性能認定を受けた衝突被害軽減ブレーキ及びペダル 踏み間違い時加速抑制装置を備えた自動車
- (イ) 道路運送車両の保安基準に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えた自動車 (乗車定員10人未満の普通自動車であること。)
- ウ 対象車両の確認方法

サポカー限定条件で運転することができる対象車両については、メーカー 別対象車両一覧表が警察庁ホームページに掲載されているので、メーカー、 通称名、型式、車台番号等により確認すること。

- エ サポカー限定条件の付与又は変更(以下「付与等」という。)の基準 次のいずれかに該当する場合を除き、免許を受けた者から申請があった場合は、サポカー限定条件を付与等する。
 - (ア) 普通免許とその上位免許を受けている場合において、普通免許について のみ条件付与の申請をしたとき
 - (4) 公安委員会による審査の結果、条件の変更が適当でないと認められるとき
- オ サポカー限定条件を付すことができる免許

サポカー限定条件を付すことができる免許は、普通免許に限られる。

したがって、中型(8トン限定)免許を含め、普通免許の上位免許を受けている者がサポカー限定条件の付与を希望する場合は、次の区分に応じてそれぞれに定める手続をとった上で、普通免許に条件を付すこと。

- (ア) 普通免許の上位免許を保有しており、普通免許を保有していない場合 普通免許の上位免許について申請取消しを行うとともに、普通免許を受 けたい旨の申出に基づき、普通免許を付与すること。
- (4) 普通免許の上位免許と普通免許を保有している場合 普通免許の上位免許について申請取消しを行うこと。
- ※ 申請取消しの手続については、前記第5の8「申請取消しの受理」参照 カ 申請者の意思確認及び申請者に対する説明

申請を受けるに当たって、申請者の意思を確認するとともに、サポカー限 定条件の付与を受けた後は、前記イ以外の普通自動車を運転することができ なくなる旨、運転した場合は免許条件違反となる旨及び当該条件の解除を希 望する場合は公安委員会による審査(指定自動車教習において限定解除のた めの教習を受ける場合を含む。)を受ける必要がある旨を説明すること。

※ 説明時に別添4「サポートカー限定条件付与免許を申請された方へ」を 交付して、対象となる車両に備えられた装置の限界や注意点を正しく理解 させること。

キ 申請の受理

- (ア) サポカー限定条件の付与の申請は、即日交付施設及び拠点警察署で行う ものとする。
- (イ) サポカー限定条件の付与申請を受理するときは、「運転免許条件申請書」 (府令別記様式第13の6) を提出させ、免許証を提示させること。
- (ウ) サポカー限定条件の表記方法

サポカー限定条件の付与が確定したときは、免許証追記装置により、免 許条件の追記を行うとともに免許証の裏面備考欄に免許条件の付与等に係 る内容を記載すること。マイナ免許証の場合は、免許情報記録の書換えを 行うこと。

免許証等におけるサポカー限定条件の表記は「普通車はサポートカーに限る」とする。

ク 手数料の取扱い

- (ア) 申請取消しを行わずに普通免許にサポカー限定条件を付与する場合は、 手数料は不要である。ただし、同時に再交付を申請する場合は、再交付手 数料を徴収すること。
- (イ) 申請取消しを行う場合のうち、普通免許の付与が必要な場合は、「申出免許証交付手数料納付書」により、普通免許付与に係る手数料を納付させること。
- (ウ) 申請取消しを行う場合のうち、普通免許の付与が不要な場合は、手数料 は徴収しない。
- (エ) 前記(イ)の手続を免許証等の再交付又は有効期間の更新の機会に行う場合は、免許証再交付手数料又は免許証等更新手数料のみを徴収し、免許証 交付手数料は徴収しない。
- (3) 関係書類の送付

拠点警察署において、免許条件の付与等を行ったときは、第3の4(6)により、関係書類を運転免許センター等に送付すること。

14 免許証等の暗証番号照会・閉寒解除への対応

暗証番号の照会及び閉塞解除の取扱いの要点は次のとおりである。

(1) 対応上の留意事項

暗証番号照会及び閉塞解除依頼は、免許業務関連施設に依頼者本人が免許証等を持参して来庁し、本人確認をした上で行うものとし、本人以外の代理人による照会や、電話等による本人確認ができない方法での照会に対しては回答できないものであることに留意すること。

(2) 依頼者の住所地による取扱いの差異

免許証の暗証番号閉塞解除については取扱いの差異はないが、暗証番号照会

については次のとおりとする。

ア 持参した免許証の住所が本県の者の場合

即日交付施設で暗証番号照会を受けた場合は、運転者管理システムで照会し、回答する。

後日交付施設等で照会を受けた場合は、運転免許センターに照会の上、回答するものとする。

イ 持参した免許証等の住所が他都道府県の者の場合

住所地の公安委員会の免許窓口(他都道府県運転免許担当所属)に直接照会の上、回答するものとする。

第6 写真撮影を伴う事務に関する留意事項

免許事務のうち、写真撮影を伴う事務については、即日交付施設と後日交付施設 における取扱いに差異があることから、当該事務の取扱いには特段の注意を払うこ と。

1 即日交付施設

原則として、直接撮影による作成とし、免許証及び運転経歴証明書は即日交付するものとする。ただし、申請日前6月以内に撮影された写真を持参して作成を希望する者については、本人の意思を尊重し、持参写真を使用することができるものとする。マイナ免許証の免許情報記録の書換えの場合も同様とする。

2 後日交付施設

持参した写真の使用可否を適切に判断した上で、関係書類の指定場所に貼付して、免許センター等に送付すること。

3 免許用写真の容貌等に関する許容範囲について

申請者が持参した免許用写真について、具体的な事例ごとの考え方は、別添5 「申請用写真及び直接撮影写真の容貌等に関する許容範囲」を参照の上、適切に 対応すること。

なお、即日交付施設で直接撮影する場合も同様とする。

第7 その他

1 免許証及び運転経歴証明書の保管

免許証及び運転経歴証明書を保管する場合は、免許証と運転経歴証明書の混同を避け、更新、再交付等の保管区分や交付予定日を明確に仕分けし、施錠設備のある保管庫において保管すること。

また、保管している免許証及び運転経歴証明書で交付予定日を経過したものについては、交付対象者に連絡を取り、速やかな交付に努めること。また、その経緯を明確にしておくこと。

2 更新申請に基づき作成した新免許証の失効等に伴う取扱い

後日交付施設において、交付予定の更新後の免許証を交付できない場合は、次のとおり対応すること。

(1) 更新に係る免許証が失効したことが明らかな場合

更新申請を行った者が、旧免許証の有効期間内(みなす有効期間含む。)に 更新時講習を受講しなかったために当該免許証が失効したことが明白な場合 は、「未交付運転免許証の送付について」(別記様式38。以下「未交付免許証 送付書」という。)を作成し、備考欄に「失効事実を確認した状況等」を簡記 した上で、更新後の免許証を添付の上、運転免許センターに送付すること。

送付を受けた運転免許センターは、当該免許証を廃棄するほか、所要の免許 データの戻し手続を行うこと。

(2) 更新に係る免許証の失効事実が確認できない場合

ア 後日交付施設における対応

更新申請を行った者が、所在不明になる等により、旧免許証の有効期間内に更新時講習を受講したか否かが確認できない場合は、更新後の免許証の送付を受けた日から起算して3か月を経過した後、未交付免許証送付書を作成し、更新後の免許証を添付の上、運転免許センターに送付すること。この場合、未交付免許証送付書の備考欄に、所要の調査の経過等を簡記すること。

なお、調査不足等の行政機関の事情により、県民が更新後の免許証の交付を受けられないことは、県民にとって著しい不利益となることから、所要の調査を徹底すること。

イ 運転免許センターにおける対応

運転免許センターが上記アに係る免許証の送付を受けたときは、当該免許証を適正に保管管理し、更新時講習の受講事実が確認できたときは、直ちに免許証の交付手続を行うものとする。

また、更新時講習の受講事実が確認できない場合及び受講事実が確認されたが所在不明の場合は、当該免許証の有効期間満了まで保管管理しなければならない。

3 交付、再交付申請に基づき作成した運転経歴証明書の未受領に伴う取扱い

後日交付施設において、交付予定の運転経歴証明書を交付できない場合は、次のとおり対応すること。

(1) 後日交付施設における対応

交付、再交付申請を行った者が、所在不明等により交付予定日から3か月を経過した段階で、「未交付運転経歴証明書の送付について」(別記様式39。以下「未交付経歴証明書送付書」という。)を作成し、運転経歴証明書を添付の上、運転免許センターに送付すること。この場合、未交付経歴証明書送付書の備考欄には、所要の調査の経過等を簡記すること。

なお、調査不足等の行政機関の事情により、県民が運転経歴証明書の交付を 受けられないことは、県民にとって著しい不利益となることから、所要の調査 を徹底すること。

(2) 運転免許センターにおける対応

運転免許センターが上記(1)に係る運転経歴証明書の送付を受けたときは、 当該運転経歴証明書を適正に保管管理しなければならない。

4 再作成免許証等の送付

(1) 免許証の送付

運転免許センター等は、後日交付施設に送付した更新等に係る免許証について、登録データの誤りやICチップの破損等の理由により後日交付施設から再作成を依頼されたときは、事実を確認した上で、免許証等送付書により、再作成(作り直し)した免許証及び本籍・暗証番号通知書を送付すること。

再作成に係る免許証を受領した後日交付施設は、書類等送付一覧により、再作成を要すると認めた免許証及び本籍・暗証番号通知書を運転免許センター等に送付(返送)すること。

また、更新時に所持していた旧免許証を紛失した場合は、新免許証を再交付 と同時の処理に変更して再作成するため、交付が遅れることから、本人及び運 転免許センター等と交付場所等を協議すること。

(2) 運転経歴証明書の送付

運転免許センター等は、後日交付施設に送付した運転経歴証明書について、 後日交付施設から再作成を依頼されたときは、理由を確認した上で、免許証等 送付書により、再作成した運転経歴証明書を送付するものとする。

再作成に係る運転経歴証明書を受領した後日交付施設は、書類等送付一覧により、再作成を要すると認めた運転経歴証明書を運転免許センター等に送付(返送) するものとする。

5 死亡者に係る免許証の更新連絡書等の発送停止措置

死亡者に係る免許証等については、免許証の有効期限を満了していない場合には、更新連絡書等の通知が継続されることとなるため、死亡者の親族等(以下「届出者」という。)から更新連絡書等の発送停止を希望する申出があった場合は、「死亡連絡届(通報票)」(別記様式40。以下「死亡連絡届」という。)を提出させること。このとき、免許証のほか、死亡を疎明する書類として、死亡届、死亡診断書(死体検案書)又は住民票の除籍票(以下「疎明書類」という。)のコピーを添付させること。

(1) 受理時の留意事項

ア 死亡連絡届には免許証を添付させるが、その際、届出者が希望するのであれば、遺族感情を考慮し、死亡者の免許証の下部左右2か所にさん孔して交付しても差し支えない。その場合は、死亡連絡届の記事欄に事情がわかるように記載し、さん孔後の免許証のコピーを添付すること。

なお、届出者が免許証を持参せず、疎明書類を持参した場合は、免許照会をした上で、死亡連絡届を提出させ、これを受理すること。

- イ 電話による申告等があった際は、申告者に対し、疎明書類により死亡確認 がとれた場合に死亡連絡届を受理し、更新連絡書等の発送停止措置を講ずる ことを十分に説明した上で、疎明書類による死亡確認ができない場合は更新 連絡書等の発送が継続されることを説明し、理解を得ること。
- ウ 免許担当者は、事故捜査担当者や刑事部門等との連絡体制を強化し、警察 活動を通じて免許を受けている者が死亡したことを把握した場合は、速やか

に疎明書類を添付の上、死亡連絡届を作成し、遺族感情に配意した必要な措置を講ずること。

(2) 死亡連絡届 (通報票) 受理簿の作成

死亡連絡届を受理したときは、「死亡連絡届(通報票)受理簿」(別記様式41。 以下「受理簿」という。) に死亡連絡の受理日、死亡者の氏名等を記載すること。

(3) 関係書類の送付

死亡連絡届を受理したときは、書類等送付一覧により、関係書類及び当該免許証又はさん孔後の免許証のコピーを免許センターへ送付すること。また、受理簿に送付月日を記載すること。

交通課長は、週1回死亡連絡に係る処理状況を点検し、書類の送付遅れがないよう確実に確認し、受理簿の確認者欄に記名すること。

(4) 死亡者の免許証の住所が他都道府県の場合の取扱い

死亡者の免許証の住所が他都道府県の場合も同様の取扱いとする。

なお、受理した死亡連絡届は、運転免許課において、疎明書類のコピーとと もに当該免許証の住所地を管轄する公安委員会に速やかに送付すること。

6 運転免許証返納義務違反の疑いがある事案に関する調査依頼

免許証の再交付を受けた者が、再交付前の返納すべき免許証を提示した事案(以下「運転免許証返納義務違反容疑事案」という。)については、住所地を管轄する警察署長に対し、運転免許証返納義務違反の疑いのある者の発見通報(以下「発見通報」という。)を送付し、当該免許証の取扱いに関して調査を依頼しているが、その取扱いについては以下のとおりとする。

(1) 調査依頼の対応

ア 発見通報の管理

運転免許課において、発見通報を行ったときは「発見通報管理簿(運転免 許課)」(別記様式42)に被通報者の氏名、通報月日及び通報署を記載する こと。

イ 発見通報の対応

運転免許課から発見通報を受理した警察署の交通課長は、「発見通報管理 簿(警察署)」(別記様式43)に受理日、被通報者の氏名及び免許証番号を記載すること。

当該交通課長は、調査担当者を指定し、発見通報管理簿の調査担当欄に担当者名を記載すること。

ウ 調査

調査担当者は、発見通報に係る運転免許証返納義務違反容疑事案について、その経緯等を調査の上、文書により運転免許課長に回答すること。

悪質性・故意性が認められない場合は、返納届、調査結果報告書等とともに始末書による事務処理とするが、悪質性・故意性が認められた場合は、運転免許課長へ速報すること。

エ 回答書の送付結果

運転免許課では、回答書の送付結果を発見通報管理簿(運転免許課)の処理状況欄に追記すること。

(2) 発見通報の調査状況の管理

警察署の交通課長は、発見通報管理簿により、発見通報の受理、調査及び回答の状況等を把握し、適切に管理すること。

なお、運転免許証返納義務違反の疑いのある者が所在不明等により調査・回答等が遅れる場合は、調査状況等の経過を記録した「調査経過表」(別記様式44)を作成し、発見通報管理簿に添付すること。交通課長はおおむね1か月ごとに調査状況等を確認・管理し、指定された調査担当者は継続調査をすること。

7 書類の保存年限等

本取扱要領に定められた様式のうち1年未満の保存年限は、3か月とする。 その他、様式ごとに規定の定められている書類については、それぞれの規定に 準ずるものとする。

8 送付書類の手続について

(1) 書類等送付一覧の作成

書類等送付一覧は、休日を除き毎日作成することとし、送付書類の無い場合は「取扱いなし」と記載して、次の書類送付時に送付すること。

「書類等送付一覧」に記載のない書類を併せて送付する場合は、その他の欄を活用し、明確に内容及び送り先を付記し、数量を記入すること。

送付書類等の内容、件数に齟齬が生じないようコピーを作成し、警察署等の 控えとして問い合わせ等に対応できるようにおおむね3か月保管すること。

(2) 送付書類の確認

郵送書類等については、書類等送付一覧及び免許証等送付書に記載して送付・受領しているところであるが、書類等の紛失を防止するため、発送側においては、確実に複数名(課長等)により送付書類の確認(書類の種類及び件数)を実施した後に、それぞれ記名し封緘した上で発送手続をすること。

また、受領する側においても、開封後、複数名により同封書類の確認を実施した上で担当者が記名すること。

(3) 送付忘れ等の措置

送付書類等の送付忘れや受領免許証等に漏れがあった場合は、速やかに送付 先や送付元へ電話連絡し、是正すること。後日の送付に当たっては、書類等送 付一覧及び免許証等送付書のその他欄を確実に記載し、送付書類等との齟齬が 生じないようにすること。

送付先や送付元で是正ができない場合は、速やかに運転免許課へ連絡し、経緯を明確にすること。

9 即日交付施設において使用する登録番号等について

各種手続において、運転免許管理システムに登録の際の照会番号及び登録番号は、別添 6「照会番号等表」のとおり受付場所ごとに区分して使用することとし、即日交付施設においては、登録の際、誤りのないようにされたい。

なお、各種施策や災害等により一時的な登録を要する事案等が発生した場合の 登録番号等については、都度運転免許課で指示するものとする。

施設別の免許取扱業務一覧

1 運転免許センター

取扱業務	受付曜日	受付時間	備 考					
免許証の更新	日~木	優良・一般・違反・初回講習 8:30~9:30 13:00~13:45 高齢者講習受講済み 9:40~10:15 13:00~13:45	祝日、年末年始(12/29~1/ 3をいう。以下同じ。)は休務 ※ 再交付と同時は平日のみ					
免許証の再交付	月~木	$10:00 \sim 11:00 \\ 14:00 \sim 15:00$	祝日、年末年始は休務					
免許証の記載事項変更	日~金	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務					
国外運転免許証の 申請、交付、返納	月~木	$9:00\sim11:00$ $13:00\sim16:00$	祝日、年末年始は休務					
経由申請に係る免 許証の更新	日~木	$8:30 \sim 9:30$ $13:00 \sim 13:45$	祝日、年末年始は休務					
申請取消し	 更新と同時の申請取消し 免許証の更新に同じ 上記以外 月〜金 9:00~16:00 日 9:00~15:30 							
免許証の返納	日~金	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務					
免許証の保有状況変更	日~木	月~木 9:00~16:00 日 9:00~15:30	祝日、年末年始は休務					
免許証の条件解除・変更	日~金	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務					
閉塞解除・暗証番号照会	日~金	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務					
運転経歴証明書の交付	月~木	$ \begin{array}{c} 10:00 \sim 11:00 \\ 14:00 \sim 15:00 \end{array} $	祝日、年末年始は休務 ※ 申請取消しと同時に行う運 転経歴証明書の交付は申請取 消しに同じ。ただし、金曜日 は休務					
運転経歴証明書の 再交付	免許証の	再交付に同じ						
運転経歴証明書の 記載事項変更	免許証の	記載事項変更に同	じ					
運転経歴証明書の 返納	免許証の	返納に同じ						

2 弘前試験場

取扱業務	受付曜日	受付時間	備考
免許証の更新	月~木 第2、第4、第5金曜日 第1、第3日曜日	優良・一般・違反・初回講習 8:30~9:30 13:00~13:45 高齢者講習受講済み 9:40~10:15 13:00~13:45	祝日、年末年始は休務 ※ 再交付と同時は平日のみ
免許証の再交付	月~木 第2、第4、第5金曜日	10:00~11:00 14:00~15:00	祝日、年末年始は休務
免許証の記載事項変更	月~木 第2、第4、第5金曜日 第1、第3日曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務
国外運転免許証の 交付、返納	月~木 第2、第4、第5金曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務 ※ 後日交付
申請取消し	○ 更新と同時の申 免許証の更新に ○ 上記以外 月~木、第2、第 第1、第3日曜	司じ §4、第5金曜日 9:	$00\sim16:00$ $00\sim15:30$
免許証の返納	月~木 第2、第4、第5金曜日 第1、第3日曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務
免許証の保有状況変更	月~木 第2、第4、第5金曜日 第1、第3日曜日	9:00~16:00 第1、第3日曜日 9:00~15:30	祝日、年末年始は休務
免許証の条件解除 ・変更	月~木 第2、第4、第5金曜日 第1、第3日曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務
閉塞解除・暗証番号照会	月~木 第2、第4、第5金曜日 第1、第3日曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務
運転経歴証明書の交付	月~木 第2、第4、第5金曜日	10:00~11:00 14:00~15:00	祝日、年末年始は休務 ※ 申請取消しと同時に行う 運転経歴証明書の交付は申 請取消しに同じ
運転経歴証明書の再交付	免許証の再交付に同	じ	
運転経歴証明書の記載事項変更	免許証の記載事項変	更に同じ	
運転経歴証明書の返納	免許証の返納に同じ		

3 八戸試験場

取扱業務	受付曜日	受付時間	備考
免許証の更新	月~木 第1、第3、第5金曜日 第2、第4日曜日	優良・一般・違反・初回講習 8:30~9:30 13:00~13:45 高齢者講習受講済み 9:40~10:15 13:00~13:45	祝日、年末年始は休務 ※ 再交付と同時は平日のみ
免許証の再交付	月~木 第1、第3、第5金曜日	10:00~11:00 14:00~15:00	祝日、年末年始は休務
免許証の記載事項変更	月~金 第2、第4日曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務
国外運転免許証の 交付、返納	月~木 第1、第3、第5金曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務 ※ 後日交付
申請取消し			
免許証の返納	月~金 第2、第4日曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務
免許証の保有状況変更	月~木 第1、第3、第5金曜日 第2、第4日曜日	9:00~16:00 第2、第4日曜日 9:00~15:30	祝日、年末年始は休務
免許証の条件解除・変更	月~金 第2、第4日曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務
閉塞解除・暗証番号照会	月~金 第2、第4日曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務
運転経歴証明書の 交付	月~木 第1、第3、第5金曜日	10:00~11:00 14:00~15:00	祝日、年末年始は休務 ※ 申請取消しと同時に行う 運転経歴証明書の交付は申 請取消しに同じ。ただし、 第2、第4金曜日は休務
運転経歴証明書の再交付	免許証の再交付に同	<u></u> じ	
運転経歴証明書の 記載事項変更	免許証の記載事項変	更に同じ	
運転経歴証明書の返納	免許証の返納に同じ		

4 むつ試験場

取扱業務	受付曜日	受付時間	備考
免許証の更新	水曜日 第2、第4、第5木曜日 第1、第3日曜日	$8:30 \sim 9:30$ $13:00 \sim 13:45$	祝日、年末年始は休務 ※ 講習実施(左記受付曜日に限る。) (水・日)午前~優良、一般 午後~違反、初回 (木)午前~優良、一般 午後~優良 ※ 再交付と同時は平日のみ
高齢者講習対象者 の免許証の更新	月~木 第2、第4、第5金曜日 第1、第3日曜日	9:40~10:15 (火曜日の午前を除く。) 13:00~13:45	祝日、年末年始は休務
免許証の再交付	月~木 第2、第4、第5金曜日	14:00~15:00	祝日、年末年始は休務
免許証の記載事項変更	月~金 第1、第3日曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務
国外運転免許証の 交付、返納	月~木 第2、第4、第5金曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務 ※ 後日交付
申請取消し	○ 更新と同時の申記 免許証の更新に ○ 上記以外 月~金 第1、第3日曜日	司じ 9:00~16:00	
免許証の返納	月~金 第1、第3日曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務
免許証の保有状況変更	月~木 第2、第4、第5金曜日 第1、第3日曜日	9:00~16:00 第1、第3日曜日 9:00~15:30	祝日、年末年始は休務
免許証の条件解除・変更	月~金 第1、第3日曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務
閉塞解除・暗証番号照会	月~金 第1、第3日曜日	9:00~16:00	祝日、年末年始は休務
運転経歴証明書の交付	月~木 第2、第4、第5金曜日	14:00~15:00	祝日、年末年始は休務 ※ 申請取消しと同時に行う 運転経歴証明書の交付は申 請取消しに同じ。ただし、 第1、第3金曜日は休務
運転経歴証明書の再交付	免許証の再交付に同	ľ	
運転経歴証明書の 記載事項変更届	免許証の記載事項変	更に同じ	
運転経歴証明書の返納	免許証の返納に同じ		

5 後日交付施設 施設ごとの取扱業務は下記のとおりとする。

		警察署	五所 十 利 三		青森・弘前・ つがる・三戸・ 七戸・外ヶ浜	黒石・野辺地 参ケ沢・青森南 ・五戸・大間
		受付曜日		月~金(祝	日、年末年始に	は休務)
		時間		9:00~	~16:00	
取	扱業	務	I C免許証	マイナ免許証	I C免許証	マイナ免許証
A 欽	証の	高 齢 者 講 習	○※1	×	×	×
更新	記しくノ	優 良 講 習	○※2	×	×	×
		一般・違反・初回講習	○※2	×	×	×
免許	証の真	耳交付の受理・交付	\circ	×	×	×
免許	証の記	記載事項変更届の受理	\circ	○※3	\circ	○※3
国外運	重転免許	証交付申請の受理・交付	\circ	×	×	×
国外	運転兌	色許証の返納の受理	\circ	×	\circ	×
申	全部	取消・申出なし	\circ	×	\circ	×
申請取消	全部	取消・申出あり	0	×	×	×
旧し三	一部	取消・申出なし	0	×	×	×
し受理	一部	取消・申出あり	0	×	×	×
免割	午 証	返納届の受理	0	×	0	×
免許	下証 0	り保有状況変更	×	×	×	×
免許	証の	眼鏡等の条件解除	0	×	×	×
閉塞	解除•	暗証番号照会	0	×	0	×
運転経歴証明書交付申請の受理・交付			0	×	0	×
運転経	歴証明:	書再交付申請の受理・交付	0	×	×	×
運転経	歴証明:	書の記載事項変更届の受理	0	○※3	0	○※3
運転	経歴記	正明書返納届の受理	0	×	0	×

凡例 ○ ~ 取り扱う業務 × ~ 取り扱わない業務

※3 ~ マイナ免許証・マイナ経歴証明書の記載事項変更は申請書の受理のみ

教

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規 でに基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に青森県公安委員会に対して、 審査請 求をすることができます。
- 2 この処分に対する処分の取消しの訴えは、行政事件 そしようほう きてい もと 訴訟法の規定に基づき、この処分があったことを知っ た日の翌日から起算して6か月以内に青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は、青森県公安 いいんかい 委員会となります。)提起することができます。

※不明な点がございましたら、手続きされた窓口にお尋ねください。

(自署)

委 任 状

青	森	県	公	安	委	員	会	殿
73	/// -	'1'	_	\sim	_		_	///~

•										
	自主には、初	こび、 の病気等に 返納すると、 めから行わ 経歴証明言	自動車のなければな	の運転	が出来いことは理	なくなるこ 里解してい	ことや、		经転免許	を取得する
	入寝足そに運運運運	不自由で、	公共交通 に行(ことが けし(自主) 書の記載 書の再交付	ができ 返納) 申請 事項	ないため)の申請 変更	、下記の	者を代) 、 、 理人と	定め、	
	(代理人	()								
	住	所								
	氏	名								
	委任	者との関係								
				\$任者 住	†) 所			年	月	日
					名					(自署)
				氏 生年	_		年	月	日生	(日有)
		の委任者を				手続を委	任され	ほしたが	、申請事	項は委任
者目	らの意思	くで決めたこ	とに間違い	ハありる	はせん。			年	月	Ħ

代理人氏名

サポートカー限定条件付免許を申請された方へ

1 サポートカー限定条件付免許で運転できる車両

サポートカー限定条件付免許では、次の機能が搭載された自動車(※) のみ、運転することができます。なお、後付けの装置については対象 となりません。

- ① 衝突被害軽減ブレーキ(対車両、対歩行者) 車載レーダー等により前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能 性がある場合には、運転者に対して警報し、さらに衝突の可能性が 高い場合には、自動でブレーキが作動する機能
- ② ペダル踏み間違い時加速抑制装置 発進時やごく低速での走行時にブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏み込んだ場合に、エンジン出力を抑える方法により、加速を抑制する機能
- ※ ①の機能が道路運送車両法の保安基準に適合するもの又は①及び②の機能がそれぞれ国土交通大臣 による性能認定を受けているものに限ります。

2 対象車両の確認方法

サポートカー限定条件付免許で運転することができる自動車は、警察庁ホームページに公開しています。

車種、車名、型式、車台番号等から御確認ください。

3 サポートカー限定条件付免許の対象車両を運転する際の注意点

サポートカー限定条件付免許の対象車両は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

4 サポートカー限定条件を解除したい場合

サポートカー限定条件を解除したい場合は、公安委員会の審査(有料)(指定自動車教習所において限定解除のための教習を受けた場合は、運転技能の審査が免除されます。)を受ける必要があります。

(問合せ先) 青森県警察本部運転免許課 青森市大字三内字丸山198-4 電話 (017)782-0081

申請用写真及び直接撮影写真の容貌等に関する許容範囲

- 1 「無帽」(頭髪に係るものを含む。) について
 - ヘアーバンドの使用は、その形態によるが、一般的にはそのことをもって個人識別 に支障があるとは考えられないことから許容できる。
 - スカーフ等の使用は、やむを得ない事情(病気等で髪の毛が抜けているなど。)に より使用している場合は許容できる。
 - かつらを使用している者や髷を結っている者など、それがその者の日常生活の形姿である場合は許容できる。
 - 宗教上又は医療上の理由がある者について、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で 覆うことも認める。また、この場合には色彩や形状等は問うものではない。
- 2 「正面」について
 - ほぼ正面に近い状態であって、個人識別が容易にできるものであれば許容できる。
- 3 「上三分身」について
 - 顔のみのものや上半身のものは、様式に著しく合致しないことから許容できない。
- 4 「無背景」について
 - 無背景でも、背景の色が極端な原色(赤、黒等)のものなど、背景の色がきつく、 個人識別が容易でないものについては許容できない。
- 5 顔の表情等
 - 極端に目を大きく開けていたり、目を閉じていたりして個人識別が容易でないもの は許容できないが、微笑んでいるものであっても個人識別が容易にできる場合は許容 できる。
 - 整形手術等により、現在の容姿と著しく相違するものは許容できない。
 - ピアス、イヤリング等の装飾品は、その形態にもよるが、一般的には個人識別に支 障はないと考えられ許容できる。
- 6 眼鏡等の使用について
 - 眼鏡(視力の矯正を目的としないものを含む。)を使用している者については、眼 鏡条件がない場合でも、その者がそれを日常生活の形姿としているときには、許容で きる。
 - サングラスを使用している者については、病気や負傷等による必要のために使用している場合には、色、形状等によって個人識別が著しく困難なときを除き、許容できる。 なお、サングラスの色、形状等により、個人識別に何ら影響を与えない場合には、 病気等のない者についても許容できる。
 - コンタクトレンズを使用している者については、コンタクトレンズの色により、個人識別に何ら影響を与えない場合には、許容できる。
 - なお、サークルレンズの使用は、個人識別に影響を与えることから許容できない。

照 会 番 号 等 表

R7.10.1現在

		Т			
免 許 業 務	受付場所	更新	再 交 付	経歴証明書	各種
関連施設名	コード	照 会 番 号	登録番号	照 会 番 号	登録番号
免許センター	0 0 0 1	20001~25000	25001~28000	90001~92000	条件変更 70001~72000
		経由申請 29001~30000	警察署分 28001~29000		記載事項変更 80001~82000
弘前試験場	0002	40001~45000	45001~48000 警察署分 48001~49000	92001~94000	条件変更 72001~74000
八戸試験場(八戸警察署)	0003	30001~35000	35001~38000	94001~96000	条件変更 74001~76000
			38001~39000		84001~86000
むつ試験場(むつ警察署)	0004	50001~55000	55001~58000	96001~97000	条件変更 76001~78000
十和田警察署	1081	青 06001~06500			
青森警察署	1014				
野辺地警察署	1 1 0 3			青 98001~98500	
七戸警察署	1 1 4 6			H	
青森南警察署	1 1 5 4				
外ヶ浜警察署	1 1 8 9				
大間警察署	1 2 0 1		\		
五所川原警察署	1 0 5 7	弘 05501~05900			
弘前警察署	1 0 2 2			弘 98501~99000	
黒石警察署	1049			743	\
つがる警察署	1090				
鰺ケ沢警察署	1 1 2 0				\
三沢警察署	1073	八 06501~07000		99001~99500	
三戸警察署	1 1 3 8				
五戸警察署	1 1 7 1				\

免許情報記録確認書

年 月 日 青森県公安委員会

免許情報等		一体化カード
	《確認チェック欄》	
氏名		
住所		
生別	Ц	
生年月日		
免許保有状況		
マイナンバーカー	・ドに記録した免	許情報等は、以下のとおりです。
	《確認チェック欄》	
	Ц	

免許情報等が正しく記録されているか確認をお願いします。また、免許情報 記録確認書は、免許情報等が記載されていますので、取扱いに十分注意してく ださい。

運転免許証(亡失・滅失)てん末書								
						a h 年	がっ 月	にち 日
***	安委員会	eg 殿						
住 所					じたくで 自宅電	ん わ 活		
氏 名				せいねんがっ 生年月 日	<i>ა</i>	ねん 年	がっ 月	にち 日
nh js t t t	まんむさきめいしょう 動務先名称				まんむさき 勤務先	でんり 電話		
 _{ぼうしっ めっしつねんがっぴ} 亡失・滅失年月日	^{ねん} 年	がっ にち 月 日				分から		
	^{ねん} 年	がっ にち 月 日	(午前・	左後) 一後)	時	ふん 分までの	あいだ)間	
ぼうしっ めっしつ 亡失・滅失の ばしょ (かんとう 場所(区間等)								
ぼうしっ めっしつ	こうふこうあんいいんか 交付公安委員	٠ کلا	こう 公	安委員	^{かい} 会		ロ海転	_{めんきょしょう} 免許証
亡失·滅失 ラル ア。ルッル。セュ。ュラ 運転免許証	こう ふ ねんがって 交 付 年 月 日	İ	¹² 소		_{がっ} 月	にち 日	ロまいた	^{は めんきょしょう} ナ免許証
運転免許証	めんきょ の種類						口 両方	5
(E) しっ めっしっ (は)きょう 亡失・滅失の状況								
ぼうしっ めっしっ 亡失・滅失の	とどけで 届出の あり な	とどけ で 届 出	<i>t</i>	ih 車 <u>とど</u> けでき	* * * *			けいさつしょ 警察署
とど 届け出状況		* ねんがっぴ 年月日		手 ととけでも こち 届出 日	先 		こう(交)	ばん ちゅうざいしょ 番・駐在所
か こ ねんいない 過去1年以内の	い は ん めい 違反名				じんし	んじこれ き 事故歴		かい
いはん じ これき 違反・事故歴					人多	才争 政歴		
きい こう ふ かい すう 再交付回数		O回 、	1 加.	2	3回以)じょう 以上		
発見したとき	たてんめんをよったう 軍転免許証を2 は、速やかに返	。。。 通持つこと の。 納しなけれ	が禁止され ばならない	ıていること ハことは知っ	とや、亡失 っておりま	。 した 運 きすので	てためんきょし 転免許 はっけん 、発見 <i>0</i>	証を D際は、
お届けします	•		<u>ั</u> ๒ <u>เ</u>					
			しゅい 氏名					

	※ 注意事項		5	んきょしょう こうふ 色許証交付う	アプログラ とう アプログラ アプログラ	
-	1 不正に免許証の再交付を受けた場合は処罰	→氏	めい 名			
	されます。 されます。 うふ うふ う 再交付を受けた後に旧免許証を発見しこれを					
2	2 再交付を受けた後に旧免許証を発見しこれを 、^^,^,^,^,^, 返納しないときは処罰されます。	予算	こっぱ	年	^{がっ} 月	にち 日
		場	所			

交	01	41	1年未満	
(年	月末まで保存	٤)
事		務	連	佫
		年	月	日

運転免許課長殿

警察署長

運転免許証再交付申請書類の送付について 見出しについて下記の者から申請があったので送付する。

(月 日受付・ 月 日交付予定 名分)

	(71	H	又 []		,	1	Н		1 1 7	_		有り	J)			
運転	免 許	亡	失	•	滅	失		運	重転	免	許	亡	失·	滅	失 .		
氏	2	名		備		考			氏			名		Í	莆	į	考
			+				\dashv										
			-				4										
			1				\dashv										
							4										
			-				\dashv										
							\dashv										
			-				4										
			1				╬										

交	01	41	1年未満	
(年	月末まで保存	字)
事		務	連	絡
		年	月	日

警察署長 殿

運転免許課長

再交付運転免許証の送付について

見出しについて下記の者から申請があったので送付する。

(月 日受付・ 月 日交付予定 名分) 運 転 免 許 亡 失 ・ 滅 失 運転免許亡失・滅失以外 氏 名 交付月日 代理 氏 名 交付月日 代理 旧免許

記載事項変更届受理簿

受理 月日	受理番号	届出者及び確認事項	変更内容	疎明書類	担当者
/		氏名 免番 日本 日本 日まで有効期間内 日新住所は、青森県内である	□ 氏名 □ 本籍 □ 住所	□ 住民票 添付 □ マイナカード □ 在留カード □ 提示 □ 特別永住者証明書 □ 返却 □	
/		氏名 免番 日本 日本 月日まで有効期間内日本 日新住所は、青森県内である	□ 氏名 □ 本籍 □ 住所	□ 住民票 □ 添付 □ マイナカード □ 在留カード □ 提示 □ 特別か住者証明書 □ 返却 □	
/		氏名 免番 日本 日本 月日まで有効期間内日本 日新住所は、青森県内である	□ 氏名 □ 本籍 □ 住所	□ 住民票 □ 添付 □ マイナカード □ 在留カード □ 提示 □ ^{特別永住者証明書} □ 返却	
/		氏名 免番 日本 日本 月日まで有効期間内日本 日新住所は、青森県内である	□ 氏名 □ 本籍 □ 住所	□ 住民票 □ 添付 □ マイナカード □ 在留カード □ 提示 □ 特別か住者証明書 □ 返却 □	
/		氏名 免番 日本 日本 月日まで有効期間内日本 日新住所は、青森県内である	□ 氏名 □ 本籍 □ 住所	□ 住民票 □ 添付 □ マイナカード □ 在留カード □ 提示 □ 特別永住者証明書 □ 返却	
/		氏名 免番 日本 日本 日まで有効期間内 日新住所は、青森県内である	□ 氏名 □ 本籍 □ 住所	□ 住民票 □ 添付 □ マイナカード □ 在留カード □ 提示 □ 特別永住者証明書 □ 返却 □	
/		氏名 免番 日本 日本 日まで有効期間内 日新住所は、青森県内である	□ 氏名 □ 本籍 □ 住所	□ マイナカード	
/		氏名 免番 日本 日本 月日まで有効期間内 日新住所は、青森県内である	□ 氏名 □ 本籍 □ 住所	□ 住民票 □ 添付 □ マイナカード □ 在留カード □ 提示 □ 特別永住者証明書 □ 返却 □	
/		氏名 免番 日本 日本 月日まで有効期間内日本 日本 新住所は、青森県内である	□ 氏名 □ 本籍 □ 住所	□ 住民票 □ 添付 □ マイナカード □ 在留カード □ 提示 □ 特別永住者証明書 □ 返却 □	
/		氏名 免番 日本 日本 月日まで有効期間内日本 日新住所は、青森県内である	□ 氏名 □ 本籍 □ 住所	□ 住民票 □ 添付 □ マイナカード □ 在留カード □ 提示 □ 特別永住者証明書 □ 返却 □	

交	01	41	1	年	未	満
(年	月	末	まて	保	存)
事	Ž	务		連		絡
	4	丰		月		日

運転免許課長殿

警察署長

運転免許証等の記載事項変更届送付書

受理年月日		年	月日	
	種別	県 内	県 外	合 計
受理件数	運転免許証			
	運転経歴証明書			

国外運転免許証の交付等台帳

交 01 41 暦1年

六	申請年月日	氏		名		=r ±+ ==	運転	ができ	きるに	自動車	の種類						,	そ	の	1	他	参	考	事	項			返納等
交付番号	(発給年月日)	生	年月	日		所轄署		渡	舟	抗	先					([国内	の	運車	転乡	色許	証者	手号	等)			(受領者)	年月日
							Α	• в		CD	• E										_	-				年	本人	年
	月 _											大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小	原付	け ん 型 引	中型二	普通二	大特二	け 引 二	月	代 理 人	月
	日	左	F	月	日	署						空	空	型	进	⁴न	=	=	भेज व	ויו	引二	=	=	=	=	日 まで有効	□身分確認	日
	_						Α	• в		CD	• E			T							_	-	T			年	本人	年
	月											大型	中型	準中型	普通	大特	大 自 二	普自二	小	原付	け ん 型 引	中型二	普通二	大特二	け 引 二	月	代 理 人	月
	日	左	Ŧ	月	日	署						至	至	型	乪	1寸	=	=	行 1	ניו	引二	=	=	=	=	日 まで有効	口身分確認	日
	_						Α	• в		CD	• E										_	•	1 1			年	本人	年
	月											大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小	原付	け ん 型 引	中型二	普通二	大特二	け 引 二	月	代 理 人	月
	日	左	Ŧ	月	日	署						型	型	型	通	特	Ξ	Ξ	特(付	引二	Ξ	Ξ	= :	=	日 まで有効	口身分確認	日
	_						Α	• в		CD	· E			ı		1					_	-				年	本人	年
	月											大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小	原付	け ん 型 引	中型二	普通二	大特二	け 引 二	月	代 理 人	月
	日	左	Ŧ	月	日	署						型	型	型	通	特			特	付	引二	=	=	1য —	=	日 まで有効	□身分確認	日
							Α	• в		CD	• E										_	-				年	本人	年
	月											大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小月	原付	ける型	中型二	普通二	大特二	け 引 二	月	代 理 人	月
	日	左	Ŧ	月	日	署						型	型	型	通	特	= .		特(付	引 二	=	二	1ग 	_	日 まで有効	口身分確認	日

- ※ 受領者について、本人又は代理人のいずれかをOで囲むこと。
- ※ 代理人による申請の場合は、申請者と同一の者に交付すること。

申請による全部取消・一部取消受理簿/経歴証明書交付簿

交 01 41 暦5年

番号	月日	受場	付 所	氏 名 生年月日(年齢)・性別		1	ا	許	種	別				取消の区分	取消の理由	申請区分	経歴証照会		交付 確認
	/		771	月日()男·女	빌켍다	準 中 自 詩 型	大自二	普自チノニ	士 原	け 大 ん 型 引 二	型	通料	た け 寺 引 ニ ニ	□ 全部取消 - 交付あり □ 全部取消 - 交付あり □ 一部取消 - 交付あり □ 一部取消 - 交付なし	□ 身体機能の低下を自覚した □ 家族の勧めによる	□ 期間前 □ 期間前 □ 記変 □ その他	有・	無	□本 人□代理人
	/			月日()男・女	빌켍다	準 中 且 	大自二	普自ティニ	士 原	け 大 ん 型 引 二	型	通料	た け 計 引 ニ ニ	□ 全部取消 - 交付あり □ 全部取消 - 交付なし □ 一部取消 - 交付あり □ 一部取消 - 交付なし	□ 運転の必要がない □ 身体機能の低下を自覚した □ 家族の勧めによる □ 適性検査不合格 □ その他(□ 更新 □ 期間前 □ 再交付 □ 記変 □ その他	有・	無	□本 人□ 代理人
	/			月日()男・女	빌켍다	準 中 負 普 型	大 フ 自 二	普自・クニー	士 原	け 大 ん 型 引 二	型	通料	た け 手 引 ニ ニ	□ 全部取消 - 交付あり □ 全部取消 - 交付なし □ 一部取消 - 交付なり □ 一部取消 - 交付なり	□ 身体機能の低下を自覚した □ 家族の勧めによる □ 適性検査不合格 □ その他(□ 更新 □ 期間前 □ 再交付 □ 記変 □ その他	有・	無	□本 人□ 代理人
	/			月日()男・女	빌켍다	準 中 負 	大自二	普自・ティニ	士 原	け 大 ん 型 引 二	型			□ 全部取消 - 交付あり □ 全部取消 - 交付なし □ 一部取消 - 交付なし □ 一部取消 - 交付なし	□ 身体機能の低下を自覚した □ 家族の勧めによる □ 適性検査不合格 □ その他(□ 更新 □ 期間前 □ 再交付 □ 記変 □ その他	有・	無	□本 人□ 代理人
	/			月日()男・女	빌켍다	準 中 凡 背 型	大 7 自	音りたっ	士 原	け 大 ん 型 引 二	型	普 月通 特二 三		□ 全部取消 - 交付あり □ 全部取消 - 交付なし □ 一部取消 - 交付なり □ 一部取消 - 交付なり	□ 身体機能の低下を自覚した □ 家族の勧めによる □ 適性検査不合格 □ その他(□ 更新 □ 期間前 □ 再交付 □ 記変 □ その他	有・	無	□本 人□ 代理人
				月日()男・女	빌켍다	準 中 負 	大自二	普自チノニ	士 原	け 大 ん 型 引 二	型	普 オ 通 ヤ ニ ニ		□ 全部取消 - 交付あり □ 全部取消 - 交付なし □ 一部取消 - 交付なし □ 一部取消 - 交付なし	□ 適性検査不合格 □ その他(□ 更新 □ 期間前 □ 再変 □ その他	有・	無	□本 人□ 代理人
	/			月日()男・女	빌켍다	準 中 負 帯 型	大 フ 自 二	普自・ティニ	士 原	け 大 ん 型 引 二	型	通料		□ 全部取消 - 交付あり □ 全部取消 - 交付なし □ 一部取消 - 交付なり □ 一部取消 - 交付なり	□ 身体機能の低下を自覚した □ 家族の勧めによる □ 適性検査不合格 □ その他(□ 再交付 □ 記変 □ その他	有・	無	□本 人□ 代理人
	/			月日()男・女	빌켍다	準 中 利 普 型	大自二	普自・	上 原	け 大 ん 型 引 二	型	通料	た け 手 引 ニ ニ	□ 全部取消 - 交付あり □ 全部取消 - 交付なし □ 一部取消 - 交付なし □ 一部取消 - 交付なし		□ 更新 □ 期間前 □ 再変 □ その他	有・	無	□本 人□ 代理人
				月日()男・女	빌겓다	準 中 利 普	大自二	普自二	士 原	け 大 ん 型 引 二	型	通料	ま 引ニニニ	□ 一部取消 - 交付あり □ 一部取消 - 交付なし	□ 適性検査不合格 □ その他(□ 更新 □ 期間前 □ 再変 □ 記変 □ その他	有・	無	□本 人□ 代理人
	/			月 日()男・女	빌켍다	準 中 凡 背	大自二	普自チノ	士 原	け 大 ん 型 引 二	型	通り物	t け き 引 ニ ニ	□ 全部取消 - 交付あり □ 全部取消 - 交付なし □ 一部取消 - 交付あり □ 一部取消 - 交付なし	□ 家族の勧めによる	□ 更新 □ 期間前 □ 再交付 □ 記変 □ その他	有・	無	□本 人□ 代理人

交	01	41		1 年未	満
(年	月	末まで	保存)
事		務		連	絡
			年	月	日

運転免許課長殿

警察署長

運転免許の取消申請について 見出しについて下記の者から申請があったので送付する。

(名分)

							(名	分)	
		取	消し	区	分	申	計	Î	区	分
氏	名	全部	取消	一部	取消	更	期更	再	記	その
		申出交付有り	申出交付なし	申出交付有り	申出交付なし	新	間 前新	交 付	変	の 他

	交	01	41		1年未	満
	(年	月	末まで	保存)
•	事		務		連	絡
				年	月	日

警察署長 殿

運転免許課長

取消申請による申出交付免許証の送付について 月 日受付の取消申請による申出交付の運転免許証(名分)を 送付するから、次の者に交付されたい。

			取消し	レ区分			
氏	名	全部	取消	一部	取消	交付月日	代理
		申出交付有り	申出交付なし	申出交付有り	申出交付なし		

経歴証明書交付簿

交	01	41	暦5年

申請年月日 (交付年月日)	受付場所	氏名 生年月日(年齢)·性別	区分	照会番号 交付 確認
			□ 申請取消 □ 失 効 □ 再 交 付	口本人
		年 月 日()男:女	年 月 日 年 月 日	口代理人
/			□ 申請取消 □ 失 効 □ 再 交 付	口本 人
		年 月 日() 男:女	年 月 日 年 月 日	口代理人
/			□ 申請取消 □ 失 効 □ 再 交 付	口本 人
		年 月 日()男·女	年月日 年月日	□代理人
/			□ 申請取消 □ 失 効 □ 再 交 付	□本 人
		年 月 日() 男:女	年月日 年月日	口代理人
/			□ 申請取消 □ 失 効 □ 再 交 付	□本 人
		年 月 日() 男:女	年月日 年月日	口代理人
/			□ 申請取消 □ 失 効 □ 再 交 付	□本 人
		年 月 日() 男:女	年月日 年月日	口代理人
/			□ 申請取消 □ 失 効 □ 再 交 付	□本 人
		年 月 日() 男:女	年 月 日 年 月 日	口代理人
/			□ 申請取消 □ 失 効 □ 再 交 付	口本 人
		年 月 日() 男:女	年 月 日 年 月 日	口代理人
/			□ 申請取消 □ 失 効 □ 再 交 付	口本 人
		年 月 日() 男:女	年 月 日 年 月 日	口代理人
/			□ 申請取消 □ 失 効 □ 再 交 付	口本 人
		年 月 日() 男:女	年 月 日 年 月 日	口代理人

運転経歴証明書亡失等てん未書

連転経歴証明者 し矢寺 (ん木青							
あおもりけんこうあんいいんかい 青森県公安委員会 殿							
				a h 年	がっ 月	にち 日	
住場立			<u>~</u>	んりばんごう 話番号			
住	ſ		龍	話番号			
氏 名		世になんがっぴ		‡ 	まん がっ 年 月	にち 日	
※ 再交付理由が汚損、き損及び破損の		てんけいれきしょうめ	いしょ まそ 引 書 (汚 :	損・き損	• 破損) 理由 ₋	1	
横にその状況を記入してください。	1100	5 144 1/112 /115 HTT - 2	1 H (13)	K CK		ı	
での状況を記入して、たらい。 ラルてんけいれきしょうめい 運転経歴証明:	書 汚損	・き損・	は そ ん かわ 上旦 ・	ゥッラ 理由			
	耆 "万惧 ^{に5} 日 (・さ損・存			ふん 分から		
江担炊の口吐	にち			時 —————			
	日 (午前・午後	发)	時	分までの間		
まそんとう はしょ 汚損等の場所							
おそんとう じょうきょう							
まそんとう じょうきょう 汚損等の状況							
※ 再交付理由が亡失、滅失及び盗難の	まぁぃ 場合は、「	うんてんけいれきし、 運転経歴記	E明書(^{ぼうしつ} めっし 亡失・滅	た) てん末書		
^{らん} 慣にその状況を記入してください。							
うんてんけいれきしょうめ 運転経歴証明	はない ほうし	・滅失	てんま	っしょ さ書			
(ま) しっ とう おん がっ 亡 失 等 の 年 月	ファイン にち (子前・午後		· 時	ふん 分から		
### # # # # # # # # # # # # # # # # #	ロートーー () () () () () () () () () (こぜん ここと 午前・午後		———— 時	- カップ sh		
年 月 日 時 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	Д (十川・十位	乞)	叶	ガまでの同		
場所(区間等)							
場所 (区間等) 場所 (区間等) ほう しっ 失 亡 失等 の 状況							
の状況							
/- /m:	^で 出	年 と	it cot to the last that the l			けいさつしょ 警察署	
端 . よう * **: う ・ ** 年月 *** *** 年月	っぴ がっ 日 月	にち /性 日	出先		zɔ́ぱh 交番・	ちゅうざいしょ 駐在所	
が 過去の ^{tい こう ふ かい すう} 再交付回数	1 [\(\\ =1	2 回、	かい	NU Lisi 以上		
再交付回数		븨,	∠凹、	3 凹	<u> </u>		
本 健康保険証 人	Ė	学生証•社員	証		確認者		
人 マイナンバーカード 認 旅券(パスポート)							
旅券(パスポート)							
類 官公庁発行証明書等 (各種公的取扱者証等)		 提示無し					
* (合俚公的以饭名証寺/		·					

币	放 扳所属	運転免許課				
受理番号	1	登録番号				

死亡連絡届 (通報票)

年 月 日 届出人 住所 氏名 続柄: 連絡先 亡 死 者 2 交通事故以外の過失 1 交通事故 死 亡 3 自殺・変死 4 病死 死 亡 年 月 H 原 年月日 因 5 殺人傷害致死 6 その他 ふりがな 男・女 氏 大·昭 平·令 生年月日 年 月 日 生 市 免許証住所 都・道 町 府・県 (住居) 村 ※印 免許証番号 第 号 有効年月日 月 日まで有効 免許情報 号 第 記録番号 年 月 日まで有効 有効年月日 通報責任者 (受理者) 警電 亡くなられた方の運転免許証 さん孔し、コピーした上で届出人に交付し、コピーを添付 免許証を添付 現物免許証無し(免許照会の上、同一人物であるか確認済み) 警察活動(交通部以外からの通報を含む)を通じて死亡確認 記事欄 亡くなられたことを疎明する書類 (措置) 死亡診断書(検案書)・死亡届のコピーを添付 除籍された戸籍謄本・抄本・住民票のコピーを添付(**個人番号無し**) その他参考事項

死亡連絡届(通報票)受理簿

番号	受理日		氏名 免許証番号	生年月日 有効年月日		送付日		確認欄						
	月日	日		年	月	日	月	日						
	71			年	月	日	л 	Ц						
	月	日		年	月	日	月	日						
	,,	I			年	月	日	<i>,</i> ,,						
	月	日		年	月	日	月	日						
				年	月	日	7.1							
	月	日	₋				年	月	日	月	日			
				年	月	日	73							
	月	日		年 ·	月	日	月	日						
				年	月	日								
	月	日		年 ·	月	日	月	日						
	-			年	月	日	· •							
		月月日	日	日			В		年	月	日	月	日	
				年	月	日								
	月日		年	月	日	月	日							
				年	月	日								
	月 日	日		年 ·	月	日	月	日						
				年	月	日								
		月 日	 	年 	月	日	月	日						
			年	月	日									
	月日	月 日	月 日年		年	月	日	月	日					
				年	月	日								
	月	 	年	月	日	月	日							
				年	月	日	· •							

交 01 41 暦5年

発見通報管理簿(運転免許課)

番号	受理日	氏	名	通報月日	通報署	処理月日	処 理	結 果
1	/			/		/		
2	/			/		/		
3	/			/		/		
4	/			/		/		
5	/			/		/		
6	/			/		/		
7	/			/		/		
8	/			/		/		
9	/			/		\		
10	/			/		/		
11	/			/		\		
12	/			/		/		
13	/			/		\		
14	/			/		/		
15	/			/		/		
16	/			/		/		
17	/			/		/		
18	/			/		/		
19	/			/		/		
20	/			/		/		

交 01 41 暦1年

発見通報管理簿(警察署)

番	亞珊口	氏名	調	査担当	同效光件		T#Z =₹∏ ∔EB
番号	受理日	免許証番号	係名	担当者	回答送付		確認欄
	年				年		
	月 日				月	日	
	年				年		
	月 日				月	日	
	年				年		
	月日				月	日	
	年				年		
	月日				月	日	
	年				年		
	月日				月	日	
	年				年		
	月 日				月	日	
	年				年		
	月日				月	日	
	年				年		
	月 日				月	日	
	年				年		
	月 日				月	日	
	年				年		
	月日				月	日	
	年				年	Ī	
	月 日				月	日	
	年				年		
	月 日				月	日	

交	01	41	1年	未満
(年	月末	までは	呆存)
事	彩	安	連	絡
	年		月	日

運転免許課長殿

警察署長

書類等送付一覧

連転免許証更新・講習受講甲請書及び質問票(/ 日分)	
同 上 (/日分)	件
運転免許証再交付申請書及び手数料納付書	件
運転免許証記載事項変更届	件
国外運転免許証申請書及び手数料納付書	件
運転免許取消申請書	件
運転免許証返納届	件
運転経歴証明書交付申請書及び手数料納付書	件
運転経歴証明書再交付申請書及び手数料納付書	件
運転経歴証明書記載事項変更届	件
運転経歴証明書返納届	件
死亡通報連絡票	件
高齢者講習終了証明書	件
運転免許条件解除・変更申請書	件
未交付運転免許証の送付について	件
未交付運転経歴証明書の送付について	件
取り直し写真	件
誤り免許証	件
誤り運転経歴証明書	件
臨時適性検査該当者発見報告書(病状調査表)	件
更新後に返却された旧免許証	件
その他 (件
<i>y</i> (件
<i>n</i> (件

担≦	5者
送付	確認
~13	P P HICK

担当	4者
受領	確認
人员	1年 かい

1	金融编章	会员委员	股			# in	в	鞋	Ä	E		等 1. 申請的 2. 無作效	IN TILLEY
		現に受け	ている見			東東山		定航事項		有・無	1 20	120.	E09/8
3	フリガナ								******				CREE
	庆 名										1Y		
	本類問題												
	住房												
	生年月日		年	Ħ.	п.						技	能檢查	
	維維先	音光・精	F - M W								35	習医分	
	10.		表		_	_			_	裏			
	59 32 33 36 1 2 3 4 5 6 7 MINISTRY BU IS SEC. 12 3 4 5 6 7												
	許 証 の 写 し	3 36 1 6		4 5 Notes 1 東田区の 優 1 1	6 7 2 A 良 教 2 3	雇队初	B [H]	2 (元)	3 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	映 (間) 4 5 F月日 F月日	6 (4) 6	7 8	_
	許 証 の 写 し	3 36 1 6		4 5 Notes 1 東田区の 優 1 1	6 7 2 A 良 教 2 3	8 商以初	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	1 2 所 (文) 6 月	3 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	4 6 F月日 F月日 FB	6	7 8	manu 2
	許 証 の 写 し	3 36 1 E	2 3	4 5 Notes 1 東田区の 優 1 1	6 7 2 A 良 教 2 3	展 画 (2) 初 う 4	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	2	3 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	4 6 FF月日 FF	6	7 8	9 9
	許 拒の 写し 第里 32 3 韓間前 理 更新の 期 理 由 場所	3 36 1 E	2 3 T	6	6 7 2 A A A A 2 3 3 3	展 画 (2) 初 う 4	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	日本 日	3 () () () () () () () () () (4 6 FF月日 FF	6 超	7 8	manu 2
		3 36 1	 免許が 免許が の許値 	本 6 ****** 1 ***** 1 ***** 1 ***** 1 ***** 1 ***** 1 ***** 1 ****** 1 ******* 1 ********	6 7 2 A A A A A A A A A A A A A A A A A A	8 6 6 産 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	山田 日本	1 2 選手 所務的 (交) 日 (交) 日 (支)	3 生	は 5 F月日 連歩の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	はおり	7 8	8 9 s s s s s s s s s s s s s s s s s s
		3 36 1 担間 等	2 3	本ののは のののでは のののである。 本のののである。 本のののである。 本のののである。 本のののである。 本のののである。 ないのでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの	6 7 2 A A A A A A A A A A A A A A A A A A	8 6 6 度以初 2 4 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	山田 日本	1 2 選手 所務的 (交) 日 (交) 日 (支)	3 生	4 6 F月日 マラマン では、 オンライ 変数 は アンライ できる かんしゅう アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はおり	7 8	manu 2
		3 36 1	兒 魚許郎 級 全許 班子 蘢	本 6 ****** 1 ***** 1 ***** 1 ***** 1 ***** 1 ***** 1 ***** 1 ****** 1 ******* 1 ********	6 7 2 A A A A A A A A A A A A A A A A A A	8 6 6 産 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	山田 日本	1 2 選手 所務的 (交) 日 (交) 日 (支)	3 生	は 5 F月日 連歩の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	はおり	7 8	8 9 s s s s s s s s s s s s s s s s s s
		3 36 1	兄 免許的 公許債	様数結果 がかのが を表現の を を を を を を を を を を を を を	6 7 2 A 数 2 3 3 3 2 3 3 3 3 3 5 5 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	8 6 6 度以 初 2 4 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7	自 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1 2 選手 所務的 (交) 日 (交) 日 (支)	3 生	4 6 F月日 R R R R R R R R R R R R R R R R R R R	はおり	7 8	8 9 s s s s s s s s s s s s s s s s s s
		3 36 1	見 免許が 免許が 免許 ・	本ののは のののは のののは のののは のののは を対し を対し を対し を対し を対し を対し を対し を対し	6 7 2 A 数 2 3 3 2 3 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	8 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	山 田 田 田 田 田 田 田 田 田	1 2 第1 (交) 第1 (\phi) 第1 (3 性付 有	4 6 F月日 F号 20 R	はおり	7 8	8 9 mans 2 E · 技·
		3 36 1	兄 免許炉 免許 原 免許 原 発 変 発 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変		6 7 2 A	8 6 6 高度以初の 2 7 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3	山 山 田 野 野 野 野 野 野 野 野 野	1 2 第1 (交) 第1 (\phi) 第1 (3 作け所会 4 差許 企業 2 選集	4 6 F月日 市 日日 市 日日 市 日日 市 日日 市 日日 日日	はおり	7 8	8 9 mans 2 E · 技·

	運転免許証等	F更新手数料納付	書	月日
青森県公安委員会	会 殿			
		免許証更新及	び特定免許情	報記録手数料
丘夕		更新	後の保有	区分
氏名		□ C免許証	□ マイナ免許証	□両方
		円	円	円

- 注意 1. 黒か青の万年筆又はボールペンで、かい書ではっきりと記入してください。 2. 青森県収入証紙は、はがれないように、きちんとはってください。

	更新時調	購習手数料納	付書		年	月	В
青森県公安委員	会 殿						
			講	習	種	別	
氏名						オンラ	イン
20 11		優良 円	一般	違反 円	初回円	優良 円	一般

- 注意 1. 黒か青の万年筆又はボールペンで、かい書ではっきりと記入してください。 2. 青森県収入証紙は、はがれないように、きちんとはってください。

運転免許取消申請書

青森県公安委員会 殿

	-		4
	- 4	- 7	9
Tit	YANA.	机用	844
证费	树州	0.1	聯
- 19	ENT.	10	1530
9.1	SELL .	15	tr.
	SM-CA	4 61	144

n:n	手樑前		手槽曲	40	ナの効	21	825 -	Mile.									
作有 排液	9.81	5	佐田田 マイナ	2.0	イナ 角 大学の事	71		96		計 日	_		9	-	Я		1
	字型光路	計情報記録 、現在所符 みとするた ドゴマイナ		カート連転点	イマイ 評証を	ナ先計 返納し		-	氏 生 年 章 類	月 日 番号			q	1	Л	. 1	
-	秦 47月一	E (VA.T.	知計計)	表	POW WEST	除安县	E81 L-3	ET.	TES SELE	W 0	-		裏				
兔																	
許																	
HE:																	
b																	
写																	
救済)	を申請す	る免許の預算	1 大型	中難	準中型	普通	大鞍	大用二	明白二	小鞍	無性	1291	大二	中二	併二	大桥二	17:31
変更)	けたい他	の発許の種類	大型	中型	中中型	传通	大幹	人们	告白二	-j-49	原付	1731	太二	中二	株二	人特二	1791
記載事	有	フリガナ			10	1	13	21	22	新住	16	17.	31	38	32	33	34
事項のの有数	100	新氏名							-	. ma 1775	200						

101	[香号]			服	正新号2			一体化: 程在1	16						
免	作情報記錄》	り番号	16	0/10		号	記錄等公安中	会員会			- T				
特記	走免游析 解 等 年	機の日		44.	月	н	免 許 情 報 哲 有 効 類 甜 の	経の来目	年	3	H	١.			
	資料区分	94	全加	取消	39		全部取消•一	部取消・	中田交付		住所	氏名	住所 氏者	呼び名	
П	100	昭和	平成	令和	to t	F	1776			7	Q.	99.	年	月	E
Œ.	一.小	3.	4	5	0	_	#			ļ	ПП	The	MIL	7, 1	Ī
Ħ	その他	昭和	平成	合和	なし		T at			1	32	38 3	\$ 15		_
免許年月日	その個	3	4	5	0	<u> </u>	作		'	1"	- MC	# 2	T 72	=	
E	二種	昭和	平成	令和	なし		The last			1					
		3	.4	5	0		年	<u>ا</u>		H					

備考1 寮印の欄は、受けたい他の免許の種類がある場合に、その免許の種類を○で囲むこと。 2 受けたい他の免許の種類がある方は、写真をちょう付すること。

交	01	41	1年	未満
(年	月末	まで係	R 存)
事	衫	ζ S	連	終
	年		月	日

運転免許課長殿

警察署長

運転免許証更新及び講習受講申請書類の送付について 見出しについて下記の者から申請があったので送付する。

	(月	日受付	寸•	月	日交付子	定名	3分)	
氏		名		考	氏		名	備	考
									_

送付日	月	日
担当者		

交	01	41	1年	未満
(年	月末	まで係	保存)
事	衫	女	連	絡
	年		月	日

警察署長 殿

運転免許課長

更新運転免許証の送付について 見出しについて下記の者に交付されたい

見出しについて下記の (月	日受付 日受付		月	日交付予	定名	3分)	
氏 名	交付月日	代理	氏		名	交付月日	代理

交	01	41	1年	未満
(年	月末	まで作	保存)
事	矜	C J	連	絡
	年		月	日

警察署長殿

運 転 免 許 課 長

免許証等送付書

更	新	運	転	免	許	証	(/	日~	/	日分)
再	交	付	運	<u>坛</u>	2 許	証					件
運	転	経	歴	証	明	書					件
国	外	· 運	転	免	許	証					件
申	出	交付	寸 運	転 1	免許	証					件
作	り	直	L	免	許	証					件
作	り	直〕	 _~ 経	歴	証明	書					 件
	の他	1 ()					

当者
確認

担当	当者
受領	確認

折り曲げ厳禁

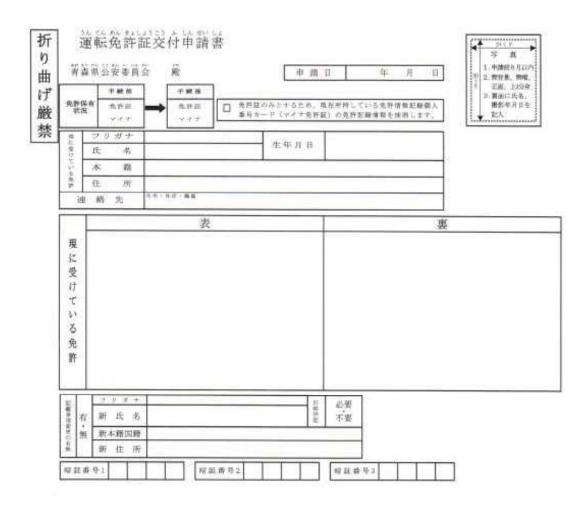
運転免許	証再交付申請書	中請日 申請者 逐商先相話番号	₩ J	13
ラリガ	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	********************	型 (4) (1) (1)	4 7 6
米翁·丽茄	- F		El-F	TO 4 0
12	清			
再受份を申請する	祥 恒	1038(di 9)	14,	a#192
(1) (4) · M	ブリガナ (氏) 薪 長 莉	(%)	7.7 401 11: 11:	Bán 平版 各和 華 月 日
第二章				
売井高高。 現 に 支付年月前・第		ii I	li sidulto kiti	
受 売品の案件			交价层数数值等	泛赞美国各
かながら	50M 845 M		中世代	
(大阪)		T T m. &	2.04 2.04 2.04 2.04	

96 17	tie is	(K)	有	状	32	35	(注)	0.数	15	事	35 10	30	\$9.	92	推	35	所	li .		
予税:	黄色			PHE2	10	787.4	(+9	e7FA	物头	海の	事情。	41 .	36							
69.3%	ñ£.	□ 免押級		20E -	免的植報記録の番号				6		(-)	一年化カーア級			11. 医中					
71	+	105		74		824	年等.	25/36	泰耳	ě:										
痴失り			93	FILE		-	144	ran.	es e e e	X is	C.7c	238	10.74	at t	1586	min.	DESIGNATION OF THE PERSON OF T	WARK	200	MAR Name
免許	Alt:		70%	17							1	2	11	Œ	382	11		18.	9	0
資料 採分	59	1079	线机	振	大衛	40% (D/%	400 15.05	4/9/	11000	11	CA.	0/80	地址	MA.	(50)	12.01	安徽等位 - 共刊変更	WAR	£010	1623 15234
18.97			2	3	17	.0	-11	of the	8	386	T	2	18	7.0	7.4	. 11	1717		100	1.4
無格物	Лn				】样			ЛE		jii	22.57	# b						3 AV	EXB	Lines
Tictio è	4			10	úw.												報点を報	J-7e1		

	運転免許証	再交付手数料納付	付書	₣ 月	Η
青森県公安委員会	会 殿				20
		免許証再交付	及び特定免許	青報記録手	效料
22 22		再交	付後の保	有区分	
氏名		I C 免許証	マイナ免許証	両方	
		口用	口円		円円

注意 1. 黒か青の万年筆又はポールペンで、かい書ではっきりと記入してください。

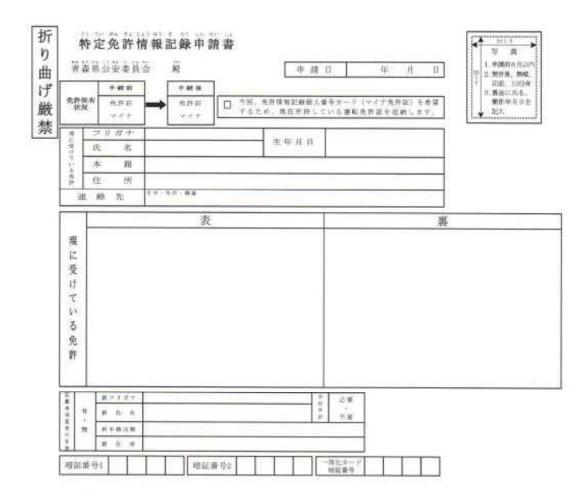
2. 青森県収入証紙は、はがれないように、きちんとはってください。



вличения	第		身	EMPLOYERS			
群张及 斯 格告 是基础的方言	#	Я	11	改在情報記録の 会議報用の末日	郁	月	В
YKTORN.	42-20	643	· 含葉質	61 - 30	受付	場所	
大批小物業給年		9 0 %	0.00	0 · m			

	運転免許証交付手数料納付書	年	月	B
青森県公安委員	会 殿		19.5611	7.124
氏名				円
青森県収入証紙	ちょう付欄			

- 注意 1. 黒か青の万年筆又はボールペンで、かい書ではっきりと記入してください。 2. 青森県収入証紙は、はがれないように、きちんとはってください。



为2000年0月 日	# · ·	公共学公安委员会	
特定記録情報の 記録等年月日	# # 1	免許情報記録の を強期間の主任	24E 35 00
マイナの強力 邪源	・ 858 マイナ英方社 旧矢枠の事情	有・無	受付排所
分升4件模数支	处 产 在 数支数点事情	方・無	

青森県公安委員会 殿	交付を受け	5免許証別	保有状況変更
氏名			
7 4	マイナ免許証	両方	
	円	Ш	円
青森県収入証紙ちょう付欄	1 11	円	1:3
 青森県収入証紙ちょう付欄	, ,,,,,	[7]	1.3

注意 1. 黒か青の万年筆又はポールペンで、かい書ではっきりと記入してください。 2. 青森県収入証紙は、はがれないように、きちんとはってください。

					免	許保	有状态	況変]	更申	出書	(紛:	失等時	庤)			年		月	日
	1	<u>公安委</u> り ;	員 :	会殿	1													1	Н
\$		<u>9</u>	が	な_															
氏				名															
生	4	年 /	月	目											年		月	日	
免許記	正及び免	の直前 ^{許情報記録})保 有	個人番号	- カード					7	有		•		無	Ę				
		情報記録個人等して					1	免許	証	免	許情	報記	l録個	人番	号力	ı — }	3		
紛	失	等し	た理	1 由															
		許 記効期間																	
現に	免番	許	証	等号				第								号			
受		第一租免	重二	小原					左	F			月			日	昭	平	令
け	免	75 6	<u> </u>		大	中	進	普	大	大	普	小	原	け	大	中	和普	成大	和け
7	許年	免許	Ø ₹	番 粨			中			自	自	-				,		特	引
	月)	V ⊅ 1:	± 70	TT:1	ти	,	\ \\	ملراز			ملراز	7 1	→ r		_			- J
V)	日・	hthr 1	-r.		型	型	型	通	特			特	付	引	<u> </u>	<u> </u>	昭	平	令
る	種類	第一租免。	重 午	の他					左	F			月			日		,	
免	親																和昭	<u>成</u> 平	<u>和</u>
許		第二	種乡	色許					左	F			月			日	和	成	和
	免	許の)条	件															

備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。

- 2 紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード双方の保有の有無欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれかの紛失等の直前において、免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有していた場合には「有」を、免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有していたわけではない場合には「無」をそれぞれ○で囲むこと。
- 3 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち紛失等したもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか紛失等したものを○で囲むこと。
- 4 現に受けている免許欄に係る欄には、紛失等することなく現在保有する免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか一方に係る事項を記載すること。
- 5 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証等番号(免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。)、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。
- 6 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免 許の種類を示す略語を○で囲むこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

	-/	公安委	員 会 展		色許係	 保有状		変更申	出書	- 人発	見時	Ē)			年	J	1	日
\$		公安 <u>委</u> り カ	う な															
氏			名															
生	4	年 月	日											年		月	日	
免許証	及び挽許 見	情報記録個人番	号カードのうち もの			-	免許	証	•	許情	報記	显绿個	人番	香号力	 フート	Ÿ.		
	免 有:	許 証効期間	等 の の末日															
現に	免番	許	証等				第								号			
受		第一種 免 許	二小源					左	F			月			日	昭和	平成	令和
け	免 許			大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	成大	け
て	年	免許	の種類	į		中			自	自							特	引
V	月日			型	型	型	通	特			特	付	引					<u> </u>
る	• 種	第一種 免 許	その他	i				左	F			月			日	昭	平	令
角	類	免許	C -> 1E									/ 1				和昭	成 平	和令
		第二	種 免 許	:				左	丰			月			日			
許																和	成	和
	免	許の	条件															

備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。

- 2 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち発見したもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか紛失等したものとして、紛失等に係る免許保有状況変更申出時に申出をしたもので発見したものを○で囲むこと。
- 3 現に受けている免許欄に係る欄には、紛失等に係る免許保有状況変更申出後に発見した免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか一方に係る事項を記載すること。
- 4 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証等番号(免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。)、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。
- 5 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免 許の種類を示す略語を○で囲むこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

再交付に係る不正取得防止のためのチェックシート

=亡失(現有免許のない者)=

					申請者	<u>氏</u>	名			
						生年	月日	年	月	日生
第 1	」チ	エックポイント	申請書・	てん末書の)受理 (目	申請者	との接触あ	り)		
	1	申請者の身元を	確認をした	:か 口						
		☆ 提示した本		類 生証、マイナ	L90° -L	*				
		ロー・ハス/		土証、マイノ))	,—r				
	2	申請者と申請書								
	3	再交付申請書・				•••				
	4	てん末書の記載				.0 -75	_			
	5	遺失届等の事実	経確認はした	こか 口						
第2	2チ	エックポイント	各種照会	の実施						
	1	08照会を実施し	たか ロ							
	2	各種手配は無い 08照会結果とで		鉄の冷与	も サ 麻 杉・	ヒーナ	, Z 4\ □			
第3	3 チ _.	エックポイント	亡失等状	況の確認	(申請者と	この接負	触あり)			
	1	てん末書の記載	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				を確認したか	\		
	2	O8照会結果(違		甲請有にM の回答に不			П			
				ないか 有		 □	_			
		☆ 有の場合、	処分後の	運転等につ	いて説明	したか	有口	無口		
^^^	~~~	後日交付施	いはここ	まで =	以下は	加口龙	5付施設了	確認 =	= ***	~~~~~
第4	4 チ	エックポイント								
		前回更新等申	法主 箱写	直及パ等な	かりません	·由語:	まの写す 等	を跡の 卑	2 同識兒	ルを行
		ったか口	旧自、烬丁	关及U [·] 丰以	"CTXII	T 188 1	= W T , 	E M/. △ > →		1 2 11
第5	 5 チ	 エックポイント	システム		との照合	}				
		前回更新等申	請書、顔写	真及び筆頭	がと再交付	申請	書の写真、筆	上跡の 男	【同識別	を行
		ったか 口								
第6	チ.	エックポイント	免許証交	付(申請都	当との接角	虫あり)			
		再交付免許証の	の顔写真と	申請者は同	一人物で	あるか	確認後交付	けした		
上言	己確	認項目に係る確認	忍を行った	.場合は、[コにチェッ	ックを	入れ、チェ	ックシ	ートは、	,申請書

と共に保存すること。(警察署においては、申請書に添付して送付すること。)

再交付に係る不正取得防止のためのチェックシート

=亡失等以外(現有免許保持者)=

						申請	者 氏	-	名			
								年月	日	年	月	日生
第	1 ヺ	チェック	ポイント	申請書の	の受理(申	請者との接	_ 触あり	l)				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 2 3	申請者 申請者 再交付 □ ※	者と申請者 計理申請書 記載事項(変更 類写真 その他 (の保有する 貼付の写動 (か 条件) □ な 複類 公安	会 会 会 は 同 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	写真は同一 物であるか (裏書き)済	人物で	ある7確認4確認4年写真	書類添付(書類返却(書類不要(まとして適:	(住所変] (条件解) 当か [更等) 除等)])	(等)
第	2 J	チェック	ポイント	各種照象	会の実施							
	1 2	各種引		か	ではないか ロ 交付	有口 に支障なし	無口口	そ	の他()
第	3 J	チェック	ポイント	免許証(の処理							
		《即日交	5付施設》	免許証は		たか □ である旨説明 t、免許証は				明したか		
~	~~~	~~~~	後日交	付施設は	ここまで	= 以下	は即日	3交(け施設で	:確認 =	= **	******
第	4 J				_	ステム登録						
	育	前回更 新	f等申請書	、顔写真及	び筆跡と再	享交付申請	書の写真	真、筆	跡の異同	識別を	行ったか	\
第	5 ヺ	チェック	ポイント	システム	 ム登録デー	夕との照合	i					
	i	前回更	新等申請書	書、顔写真.	及び筆跡と	再交付免許	証の写	真、	筆跡の異	司識別を	行った	かロ
第	6 ヺ	チェック	ポイント	免許証3	交付 (申請	者との接触	あり)					
			免許証の 免許証を回			-人物である	か確認	 《後交	付した			

上記確認項目に係る確認を行った場合は、□にチェックを入れ、チェックシートは、申請書と共に保存すること。

ក់ខា	. 県公安委員		許証		・項変! 中語日 毎日本氏: 連品を組続2	e.	i V	n A		1.1 2.1 2.1 3.1 3.1	ELLY KORDINA HU NAVEL MAR KALL KONY KALLANY KA	7
度 更		(氏)	economica.		l		- 戡	総約	PARE	香布	Total Contract	奶
L-	· 大路 · 山路每			_ i _			At Dr	华	ħ		1 1900 11 1900	女! 喜做
	i ii ii			*** ******								不簽
3	5.许宣参号	20]] 4			
1= ==	7				**********		125 176 125 137	200 181	n		(性) () (2):	951 6ct
旻 :	表語・由語学						-tt-				-10-10	
t† τ	E H											
い一菱	有能升直· 為停		恭	A	- 0			是抗菌的心脏	iii	佳	万	ti
8	施計の基件等						3	经不要利用	Ti.		基礎	多其签
免許のなりを大	発 排 が が が が が が も が も が も が も が も が も が も も も も も も も も も も も も も	第4年年 第4年年 第4年年			五五		部の部の地類	宋 西 西 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	Transfer In Transfer			前
受付得所		SAME KVA	The second second	(中) 在所 以 1	Ma Lik	100		H 2000 M	0.4s	W// ()		

现在办证有状处						
能が強いでくけ能能能						
企計抽象記程の最 当	m:	:0	2: 40 V 万 安 8 科 京			
** 2 * 0 * 0 * 0 ** * * * * * *	10.	И И	元 作 幣 帐 匠 間 穴 育 別 期 股 の 水 日	16	h	úi

- **ロあり 口線が落み

取扱者	整套型	Dielo

別記様式第十七の四(第二十一条の八関係)

						3	色計-	青報	記錄	末海	H				-	EN.		in a
															年	月		Ħ
-	釈	0,000	安委員	常	殿	_			_						_			_
di-		2	<i>≱</i> 5		な	ORDER DE L												
氏					名									-		-	200.71	_
生		年	月		13									年		月		Ħ
免	中証	の記載	事項の変	更の才	無					有		.1.		無	_			
現																		
E																		
J.																		
J.																		
受																		
に受け																		
受																		
受け	_	-	安委員会															
受けてい	85	定免前	を委員 報子 年 年 日	合和		qu.		NJ.	B	免 有	· 情期	記録の	22 1		de.	- 2	1	Ħ
受けてい	新記	定免的 録等 作情報表	作 報 の 年 月 日 踏の番号	合和				rj 4	п	免	· 情報	記録の期	n 1		qt	138		Ħ
受けている	務 記 免	定免的 録等	作 報 の 年 月 日 踏の番号	10.30				_	В	免1	宁博朝 新期間	記録の期	-	Н	年	増和	華	日
受けている免	務記 免 免 申 申	定免的 線等 作情報及 高一線 产品	情報の 年月日 鎌の番号 二・小・原	第 大	ф	¢t.		_			-	-	-	日大	年中	昭和一件	華蔵	合和
受けている免	務記 免 和許年月	定免费等 作情報表 高一程 充免 許	作 報 の 年 月 日 踏の番号	96	ф Ф			ŧ	大组二	免有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有	年		-	-		昭和 十二	平成 大特二	会和は生一
受けている免	務記 免 作評年月日 -	定免的 線等 作情報及 高一線 产品	情報の 年月日 鎌の番号 二・小・原	第 大	83215	¢t.	99	ŧ			年小	旗	17 15	大	·	昭和一件	華蔵	合和
受けて	務記 免 和許年月	定錄等 件簡單 作 新免 免	作情報の 年月日 全 かの番号 二・小・原 の 種類	第 大	83215	¢t.	99	ŧ			年 小 物	原材	17 3	大二	·	昭和 十二	平成 大特二	会和は生一

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 2 実に受けている免許に係る免許証の記載事項(免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、入所、氏名及び生年月日)に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 3 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十七の三 (第二十一条の五関係)

								運	历免部	F証道	納届					年	月		П
青	森	県名	安全	員員	会	殿										1	22		Н
5.	6	ŋ	1	炸		な													
氏						名										****			
生		年		月		Ħ									年		A		Ħ
免	许加	の配	以非項	の変	更の	有無					有		7.4		無				
	707	ness R		177.77	(この	線か	ST	には	記載	Wit	W.	L.	13			****		
												_		_			_		_
erit.																			
璞																			
iz.																			
に受																			
iz.																			
に受																			
に受けて	8,1	録何の	\安委	4															
に受け	44	健等 /	許権を	11 (7)			fot.		El .	п	免許	情報	記録:	9 T		dat.			n
に受けて	幹尼	定免 録等	許慎 4	出り	会和軍		41.	Til Til	FI.	В	有效	情知前	記録:			供	ЭЛ		ij
に受けている	幹配免	定免 録等 許情報	許情で 年 月 記録の	製の リリ 番号	会和		41.	1 / P	A	В	発 的 有 型 等	:#I (N)	の報	1		你	-		
に受けてい	特記免免許	定免 録等 許情報	許情で 年 月 記録の	出り	TE						4/20	集制	の根目				影和	張	î
に受けている	幹記 光 先	定錄等 許情報 第一報 免	許情で 年 月 記録の	製の 目 日 番号 小原	第	中		#	大	日 大自	有效	年 小	の期日	t t	大	年	-		
に受けている免	特記 免 免許年	定発等 新情報 新売 発 第一種	評権も 年月 記録の テの わ	製の 番件 小原 種	TE		4.				4/20	年 小 赤	の概り	t di	* =	+	報和	平成 大将	介和けず
に受けている免	特記 免 免許年月	定餘等報利 首	評権も 年月 記録の テの わ	製の 単の 番号 小・原 類 の他	第	中		#	大		4/20	年 小	の期日	は引	大	+	影和	張	和

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明線に、かい書で記載し、文は5号括字で印字すること。 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項(免許情報記録帳人番号カードのみを有する場合は。 本籍、住所、氏名及び生年月日)に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無機の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同義の「無」を、それぞれ○で囲むこと。 3 現に受けている免許機には、現に受けている免許に係る免許証券等又は免許情報記録の番号、免許
 - の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の 表側及び裏側を複写すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業現格A列4番とする。

国外運転免許証交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

of5	単版中間	免 計 区 (だき)	分入	(三 幅) B (佐通) C ·	D (大 所	() E (けん引)	出生地		计算 化	
	# +	lane.							共年月日		qr.	л	B
跃	35								11/2		TAT	132	
-				表						展			
90.													
375													
証													
Ø)													
非													
t													
100													
免許	証の記載 変更の有	事項 無	4 .	500	經統期間		έĘ.	JJ	В-	Ç	ή¢.	月	В
	先電話		3(3).			腹帆先						
遊布	目的	第 33	777		同 塔 音 で語んでくださ		研究	その他	160				1
旅券	番号												

受付期所	国外免許 処理区分	発和	60 E.	滋納	MUSS		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7#1	н п	先 月 在 夏	15 M	記録の方式日	e n	65
免折情罪記錄の番号	惠	8	批量	事公当	金具金		
免許証、マイナ免許証							
現在の保育状況							

国外運転免許証交付手数料納付書	年	月日
青森県公安委員会 殿		/ 1
氏名		円
青森県収入証紙ちょう付欄		

- 注意 1. 黒か青の万年筆又はボールペンで、かい書ではっきりと記入してください。
 - 2. 青森県収入証紙は、はがれないように、きちんとはってください。

国外運転免許証の申請受理簿

警察署 受 尓	计			平月日 年月日			申請者住所・氏	夕,开午日	I 🗆		その他参考	事項	備考
番号	号			年月日			中胡有住別・以	石・生平片	ј Џ		連絡先	受領者	/佣 /与
		申請	年	月	日	住所						本 人	
		発給 交付	年年	月 月	日日	氏名		年	月	日生		代 理 人 □身分確認	
		申請	年	月	日	住所						本 人	
		発給 交付	年年	月 月	日日	氏名		年	月	日生		代 理 人 □身分確認	
		申請	年	月	日	住所						本 人	
		発給 交付	年年	月 月	日日	氏名		年	月	日生		代 理 人 □身分確認	
		申請	年	月	月	住所						本 人	
		発給 交付	年年	月 月	日日	氏名		年	月	日生		代 理 人 □身分確認	
		申請	年	月	日	住所						本 人	
		発給 交付	年年	月 月	日日	氏名		年	月	日生		代 理 人 □身分確認	

[※] 受領者について、本人又は代理人のいずれかを○で囲むこと。※ 代理人による申請の場合は、申請者と同一の者に交付すること。

交	01	41	1年	未満
(年	月末	まで得	保存)
事	彩	女	連	絡
	年		月	日

運転免許課長 殿

警察署長

国外運転免許証申請書送付書

警察署受付番号	氏	名	備	考

交	01	41	1 年	卡満
(年	月末	まで保	! 存)
事	彩	女	連	絡
	年		月	日

警察署長 殿

運転免許課長

国外運転免許証送付書

警察署受付番号	交付番号	氏	名	備考

	申出免許証交付	寸手数料納付	書	月 日
青森県公安委	員会 殿			/, L
氏名		IC免許証	マイナ免許証	両方
		円	円	円

注意 1. 黒か青の万年筆又はポールペンで、かい書ではっきりと記入してください。 2. 青森県収入証紙は、はがれないように、きちんとはってください。

運転経歴	正明書交付等手数料納付	付書 年	月	В
HAWAYAYA M	□ 交付		再交付	
r h	運転経歷証明書	交付及び運転経歴	情報記錄手	数料
氏名	□ 経歴証明書	□マイナ経歴	□両	方
	円	円		円

- 注意 1. 黒か青の万年筆又はボールペンで、かい書ではっきりと記入してください。 2. 青森県収入証紙は、はがれないように、きちんとはってください。

交	01	41	1年	未満
(年	月末	まで係	保存)
事	衫	女	連	絡
	年		月	日

運転免許課長殿

警察署長

運転経歴証明書(交付・再交付)申請書類の送付について 見出しについて下記の者から申請があったので送付する。 (日 日受付分)

	(月 日気	(竹分)	
氏	名		備	考

交	01	41	1年	未満
(年	月末	まで保	保存)
事	衫	女	連	絡
	年		月	日

警察署長殿

運転免許課長

運転経歴証明書(交付・再交付)の送付について 見出しについて下記の者に交付されたい

(月	日受付・	月	日交付予定	名分	子)	
氏		名		交付月日	代理	備	考

交	01	41	1年	未満
(年	月末	まで保	! 存)
事	彩	女	連	絡
	年		月	日

運転免許課長殿

警 察 署 長

未交付運転免許証の送付について

見出しについて、下記のとおり運転免許証を交付することができないので、 免許証を添付の上送付する。

記

氏	名	生年月日	備 考

交	01	41	1年	未満
(年	月末	まで得	保存)
事	Ž	答	連	終
	年		月	日

運転免許課長殿

警察署長

未交付運転経歴証明書の送付について

見出しについて、下記のとおり運転経歴証明書を交付することができないので、運転経歴証明書を添付の上送付する。

記

氏	名	生年月日	備 考

調査経過表

氏名			免許番号	
概				
況				
年月	日(時間)	調	査 経	過